

平成29年第1回砂川市議会定例会
第2予算審査特別委員会

平成29年3月15日（水曜日）第2号

開会宣告

開議宣告

議案第13号 砂川市議会議員及び砂川市長の選挙における選挙運動に要する費用の公費負担に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第14号 砂川市庁舎建設検討審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第15号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第20号 砂川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 砂川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議案第7号 平成29年度砂川市一般会計予算

議案第8号 平成29年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 平成29年度砂川市下水道事業特別会計予算

議案第10号 平成29年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第11号 平成29年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第12号 平成29年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長	辻 勲 君	副委員長	増井 浩一 君
委員	多比良 和伸 君	委員	増山 裕司 君
	中道 博武 君		佐々木 政幸 君
	武田 真 君		武田 圭介 君
	水島 美喜子 君		北谷 文夫 君
	沢田 広志 君		小黒 弘 君

○欠席委員 (0名)

○ 第2 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長	善岡雅文
砂川市監査委員	栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部長兼会計管理者	熊崎一弘
総務課長	安田貢
総務課副審議監	山形讓
市長公室課長	安原雄二
市長公室課副審議監	畠山秀樹
政策調整課長	井上守
税務課長	為国修一
会計課長	川端幸人
市民部長	中村一人
市民生活課長	東正人
社会福祉課長兼子ども通園センター所長	近藤恭史
介護福祉課長兼ふれあいセンター所長	吉川美幸
ふれあいセンター副審議監	松原明美
経済部長	福士勇治
商工労働観光課長	山下克己
農政課長	小林哲也
建設部長	湯浅克己
土木課長	荒木政宏
建築住宅課長	金丸秀樹
建築住宅課副審議監	渋谷正人
病院事務局長	氏家実

病院事務局審議監 兼 医 事 課 長	朝 日 紀 博
管 理 課 長	山 川 和 弘
管 理 課 技 術 長	大 内 文 雄
経 営 企 画 課 長	渋 谷 和 彦
地 域 医 療 連 携 課 長	山 田 基
附属看護専門学校副審議監	細 川 仁
研 修 管 理 室 副 審 議 監	森 田 康 晴

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長	高 橋 豊
教 育 次 長	河 原 希 之
兼 スポーツ振興課長	
社 会 教 育 課 長	今 崎 大 三
兼 公 民 館 長	
兼 函 書 館 長	
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	橋 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	堀 田 一 茂
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	安 田 貢

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	小 林 哲 也

7. 本議会の事務に従事する者

事 務 局 長	峯 田 和 興
事 務 局 次 長	佐々木 純 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	渡 部 秀 樹

開会 午前 9時57分

◎開会宣告

○委員長 辻 勲君 おはようございます。ただいまから第2予算審査特別委員会を開きます。

ここでお諮りします。本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時58分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開いたします。

◎開議宣告

○委員長 辻 勲君 直ちに議事に入ります。

前日に引き続いて議案第7号、第2款総務費、第1項総務管理費の審査を続けます。
増山裕司委員。

○増山裕司委員 おはようございます。少々細かくなりますけれども、二、三お伺いしたいことがあります。

105ページ、運転免許証自主返納サポート事業に要する経費77万1,000円計上されておりますが、これまでのやりとりの中で自主返納報償としてふくろうカード50人分ですとか、乗合タクシー無料券、3,000円、50人分というのは伺っているのですが、消耗品についてどのようなものを使おうとしているのか、まずお聞かせください。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、この消耗品12万1,000円になりますけれども、これにつきましては交通安全の啓発品でございます、その内容は主に夜光反射材、例えばバッグにつける夜光反射材だとか、靴につける夜光反射材もありますし、さまざまな夜光反射材がございます。車を運転しないということで、今度は歩く機会が多くなるということですから、夜間の歩行も多くなるということで夜光反射材を計上しておりますが、ただこの備品につきましては少数を買うよりもある程度一定の額、大量の額を買ったほうが抑えられるものですから、今後数年間分のものを想定しております。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 自主返納サポート事業はことしが初年度になるわけですがけれども、高齢者の方々の返納のきっかけづくりになればいいと思いますので、努力をお願いします。

次に、その下のほうに市営駐車場の維持に要する経費の中で、市営駐車場街灯設置工事費21万9,000円というのがありますけれども、この内容についてお聞かせください。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 これにつきましては、吉野の道央駐車場付近にある市営駐車場の街灯の設置工事費になります。これにつきましては、昭和63年に道央道の開通、高速バスに伴いまして吉野駐車場を設置したわけですが、大体今この利用者が1日25人から30人ほど、札幌発の最終便なのですけれども、吉野に着くのが大体夜の10時半ということで、ここは25台ほど駐車できるのですけれども、1日平均10台ほどとまっております、夜間も駐車している台数が多いものですから、利用者の利便性の向上と防犯の向上ということで街灯設置をするものであります。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 あそこは以前から課題になっていたところなので、ここに照明設備ができるということは非常に利用者にとっても利便性が高まるのではないかなと思います。

次に伺います。109ページ、予約型乗合タクシー運行に要する経費1,345万6,000円というのが計上されておりますが、先ほどもちょっと触れたのですけれども、地域公共交通のあり方ということの中で、これはたしか発足して2年目になるのですかね、だんだん利便性も高まってきましたし、周知もされつつあるのかなと思うわけなのですが、利用率アップのために、まだ2年目なのですけれども、今どのようなことをしようとしているのか、まずその辺お聞かせください。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、これは平成27年の10月から実施している事業でございますけれども、ここもいろいろ改善している点がございまして、昨年度ですけれども、予約が1日前、前日でなければできないということで、何とか当日でも予約できないかという課題は残ってはいるのですけれども、利便性の確保ということで、昼からの便につきましては当日の午前10時までには予約できればということと、あと今回冬の間には運行しております、大体始発から到着まで30分というところであったのですけれども、やはり冬の間は雪が多くなるとなかなか30分で行けないということもございまして、基本的には大きな乗合タクシーを使うのですが、予約の状況によっては30分以内に着くよというということで小型のセダンを配置したりというような利便性が上がるようなことしておりますし、先ほどおっしゃっていましたが自主返納のほうでも車を運転している方というのはなかなか乗合タクシーって今まで利用したことがないと思いますので、自主返納することによって無料券で一度お試しをさせていただいて、それで乗合タクシーに乗るのにつながればというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 発足してまだ2年目ということなので、これからだんだん皆さんに周知

されて、利用率も上がっていくのかなと思います。それで、今課長がおっしゃっていた中で、自主返納の人も予算としては50人分見込んでいるわけなのですが、今おっしゃったようにドライバーの人がマイカーを返納することによって、タクシーはもちろんですけれども、こういう乗合タクシーの利用率も上がっていくのかなというふうに思うわけなのですが、今の1,300万の予算の中で自主返納の分も織り込み済みというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 1,324万7,000円計上してございますけれども、これは1年間分の事業者に払う運行経費でございます。この前の28年の3月補正も行いましたけれども、ここに国庫補助というのを申請して、事業者の方が受ける仕組みになってございます。当初の予算ではその補助金も想定しておりませんので、仮に想定を超えて事業費が多くなったとしても、国庫補助を受けるものですから、ここの減額する数を減らせばいいということになりますので、1年間分、ふえたとしてもこの経費の中で運用できるというふうに考えておりますし、また国庫補助も平成28年は240万円が限度だったのですけれども、平成29年から改正になりまして、限度額が535万円まで上がるようなことにもなっておりますので、この計上の中で十分運用できるというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 今のお話でだんだんわかってきたのですが、既存のタクシー会社と乗合タクシーの許認可の関係でなかなか難しいところはあるのだらうと思うのですが、利用者からすると乗降地が利用者にとって利便性が高いと非常にありがたいと思うのですが、それは許認可の問題があって難しいところはあるのでしょうか、これって例えば希望があればある程度の幅の中で乗降地の見直しというものはできるのでしょうか。それと、現在何カ所ぐらいあって、見直しの幅の前に現状と、それから見直しの幅が可能かどうかについてお伺いします。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 現在の乗降地は8カ所市内にございまして、これは駅、市立病院、公民館、ふれあいセンター、AiAi、ふじ、生協、あと市立病院前のターミナルというところの8カ所になってございます。この役目なのですが、既存の交通機関につなぐ役目、あとは市内の主要施設というのが主になってございまして、乗降者をふやすということはまた公共交通会議でも検討しなければなりませんけれども、ニーズによっては可能ではあります。ただ、昨年アンケート調査したのですが、一番多かったのが福祉センターにふやしてほしいということであったのですけれども、すぐ近くの公民館が既になっておりますので、これについては検討は見送ったという経過がございます。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 わかりました。

次に、111ページ、スマートインターチェンジの利用促進に要する経費について伺います。待望のスマートインターチェンジが開通しまして、市民も利用していると思います。ここの利用促進に要する経費に65万1,000円ですか、今年度計上されておりますけれども、ここに周辺交通量データ集約分析業務委託料50万8,000円というのがありますが、この内容についてもう少し具体的にお聞かせください。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 スマートインターチェンジにつきましては、開通後1年、2年目になるのですけれども、地区協議会におきまして今後の利便性ですとか、整備効果の検証をしていかなければならないということがございます。開通1年後の整備効果検証は終わったのですが、今後2年後、3年後ということでデータを集計といいますか、蓄積するということで年に1回、周辺の交差点の交通量を調査するというような経費でございます。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 わかりました。それで、ここはまだ発足して間もないものですから、これからの課題だと思うのですが、市だけではどうしようもない問題があって、東日本ネクスコさんとの調整も必要だと思うのですが、利用台数ですとか、そういった調査についてはわかったのですが、利用してみてもちょっと気になるところがあるのです。砂川からスマートインターに入るときには入りやすいのですけれども、高速道路のほうから砂川に抜ける場合、上下ともにそうなのですけれども、利用する人にとって必ずしもわかりやすいというような状況ではないと思うのです。特に自分も何度か通ってみて、夜はわかりづらいと、それから冬期間、下に案内表示があるのですが、それが積雪で隠れてしまうために初めて利用する人なんかは戸惑ってしまうのではないかなと。これは原課でも多分把握していると思うのですが、この辺については砂川市だけの発想では対応できないことは重々承知しているのですが、この辺について何とか改善できないのかなというふうに思っているわけですが、今後の課題なり取り組みについてちょっとお聞かせいただきたいのですが。

○委員長 辻 勲君 政策調整課長。

○政策調整課長 井上 守君 27年8月8日に開通いたしまして、その後冬期間を迎えたわけでございます。28年の4月から雪解けに伴っていろいろ要望がありまして、施設の看板になりますけれども、上り線でいきますと15カ所、下り線は14カ所という形で案内標識が設置してございます。その後ご指摘のような、私もそうだったのですけれども、おりるときにおりそびれて、また本線に戻ってしまうとかという状況がございまして、その中で特に見えやすいようにということで、3カ所の看板を上下線とも追加してございます。それから、路面には案内標識ができるように矢印ですとか区画の整理の白線を引いてはありますし、夏場ですと誘導員も配備しながら、看板を置きながら整備をしているとこ

るのですが、冬期間ということになりまして除雪の妨げにもなるというようなこともございまして、その案内看板は今現在撤去している状況でございます。ご指摘のようなネクスコさんの事業ということもございしますので、先ほど申し上げました4者協議を続けてございしますので、その下に勉強会というのがございまして。その中で、利便性の向上といいますが、使いにくい点については指摘していきたいというふうに考えてございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、112ページ、第2項徴税費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

同じく112ページ、第3項戸籍住民基本台帳費、質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 115ページ、個人番号カード交付に要する経費ということで、カード交付事業負担金198万4,000円が計上されているのですが、これは国がこういうマイナンバー制度を取り入れて導入されたものなのですけれども、以前あった住民基本台帳カードとかも住民の皆さんに対する普及といった点では余り大きく普及しなかったのですが、これだけ負担金をかけてやる事業ですから、お金は国からの補助等も入っているかもしれないけれども、個人番号カードの今の申請状況ですとか、今後これをさらに市としても普及について啓発を図って普及をどんどん広げていこうというふうに思っているのかどうかということをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 まず、個人番号カード、これは写真つきのものとそうでない通知カードと2種類あるのですけれども、これは両方の作成金額になってございます。ただ、作成する金額というのは、全国の市町村が地方公共団体情報システムというところに委託しておりまして、作成する費用は国からの補助を全額いただいて、ここに全額支払うという仕組みになってございます。写真つきのほうの個人番号カードなのですけれども、これにつきましては2月末現在で1,895件になってございます。大体人口にしますと10.8%ほどになるのですけれども、先ほど住基カードのお話が出ましたが、住基カードのときには大体500件ぐらいということですので、利用の率はかなり伸びているというふうに考えております。10.8%というのは、今全道平均でも大体9%ぐらいですので、全道の中でも高い申請率なのかなというふうに考えてございます。

あと、この普及啓発でございましてけれども、これにつきましては何に使うかということもございましてけれども、これは身分証明ということにもなりますので、車の免許証を持っている方であれば用は足りるのですけれども、これから高齢化が進んでいろんなところで身分証明を求められるということになりますので、これはそういう機会も多くなるということで、お年寄りだけとは限らないのですけれども、そういうところには普及を啓発して

いきたいと思っておりますし、今ここの申請のほうもほぼ高齢者の方が多いという現状でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今答弁でいただいた2月末現在で1,895件というのは、これは写真つきだけということなのですよ。住基カードと個人番号カードの決定的な違いというのは、今は金融機関等でもそうですし、それから働いている方であれば会社に対してもそうですし、マイナンバーを提供しないといけないというようなことがあって、住基カードのときとちょっと状況が違うので、今身分証明書のお話もされましたけれども、それからすると個人番号カードの普及というのは国も本腰を入れてやっているのだろうなというふうに思っております。ただ、一方でちょっと気になるのは、写真つきと写真つきではないものと両方がある、写真つきのほうは確かに身分証明書になりますけれども、写真つきではないほうというのは特に用途的なものとしては公的な身分証明書として使えるものではないと思うのですけれども、そうするとそもそも写真つきではないものをつくってくださいというお願いをするとどういったところにメリットがあるのかというのがわかりませんし、先ほどの答弁で全道平均よりも高く、国の事業ではありますけれども、市としても今後、一番わかりやすい例は運転免許証の返納ですよ、公的な身分証明書がなくなるので、そういった方に個人番号カードというものが運転免許証と違って公的な身分証明書になりますというようなことを言えると思うのですけれども、写真つきと写真なしで対応というのはやっぱり変わってくると思うのですけれども、その辺は普及活動を進めていこうとする上では何か意識されているものというものはあるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 もう一点、通知カードという写真つきではないほうでございますけれども、当初全世帯に送るということを平成27年の10月にしておりました。このときで大体8%ぐらい送ることができなかったということがあったのですけれども、その後本人に文書を出したりだとか、あと高齢者の方は施設に入っていると届かないという現状もありましたので、ここはそういう福祉関係のほうと連携を図って、なるべく本人のほうに通知カードが届くようにしてございます。ただ、今若干70枚ほど未交付の通知カードもございますけれども、これについてはまた周知をしながら、交付するような努力はしていきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今の答弁でわかったのですけれども、もし間違っていたら訂正していただきたいのですけれども、番号通知カードというのが写真つきではないというものなのですよ。私はこれは番号通知カードではなくて個人番号カードという別のものだと思っていたのですけれども、個人番号カードを申請したときに初めて写真つきの身分証明書になって、写真つきではないと最初から答弁でおっしゃられたのは、番号カードではなくて番号

通知カードのことでいいのですね、そういう理解でよろしいのですね。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 はい、そうです。写真つきではないのは番号通知カード、これは基本的には全員が持つものということになってございます。その中で、ご自分の判断で必要な方が写真つきの個人番号カードを申請して、受け取るという仕組みになってございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、番号通知カードは国民全員に対して届かないといけないものですし、社会保障とかいろんなものに個人番号が付与されて使われることになっていきますから、先ほど答弁であったように居所が不明、施設等に入っているという理由もあるでしょうけれども、そういった方に確実に届けるということは大事なことになってくると思いますし、その先に身分証明の関係ですとか利便性に関係で個人番号カードの普及というようなことを、先ほどの答弁の中であったように市としても今後は啓発をしていくという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 市民生活課長。

○市民生活課長 東 正人君 そうです。この個人番号カード、写真つきも通知カードにつきましても、今通知カードは少数になってきましたけれども、こちらのほうは個別に何とかできるだけ届けるような努力をしたいということと、個人番号カードもこれから今後国とかでいろんな方法、用途も考えているようですので、その都度これが広がる、周知できるようなことはしていきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後に1点だけ、これは特に国が力を入れてきた事業でありますから、今の段階では多分国から何もないのでしょうかけれども、国としても普及を進めようというふうには思っていると思うのですが、特にそういう点に関して国から、もっと個人番号カードの申請をしていただいて個人番号カードの取得の普及率を上げるような話とかというのは自治体に届いているものなのですか。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 山形 譲君 個人番号カードの普及促進についてでございますけれども、今後カードの普及を自治体で促進するために、個人番号カードを利用した住民票等のコンビニ交付サービスですとか、マイナーポータルを活用いたしました子育てワンストップサービス、こちらのほうはいわゆる電子申請です。保育所ですとか、児童手当の申請等について個人番号カードを使って電子申請を進めるというような取り組みを国のほうでは推奨するというような動きがございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 国の動きは今説明いただいてわかったのですけれども、私が聞いたのは、

国がもっと普及推進を図るために自治体に対して普及を徹底するよというよ何か、お願いというか、通知というか、そういったよなものが来て、国と一緒にって普及を進めていこうとしているのかどうかというよな確認だったので、そういう通知というか、国からのお願いというよなものがなければ、それはないというよな答弁でいいのですけれども、その辺の確認をして終わりたいという先ほどの質疑だったのですけれども。

○委員長 辻 勲君 総務課副審議監。

○総務課副審議監 山形 讓君 国としては個人番号カードの普及には力を入れているというのは当然でございまして、市といたしましてもこの普及に向けて取り組んでいくということでございます。

○委員長 辻 勲君 国が何て言っているかという、それだけ言ってください。通知があるのかどうかということです。

○武田圭介委員 国から何かそういう依頼みたいなものが来ているのですかという話だったのですけれども。

○委員長 辻 勲君 休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○委員長 辻 勲君 休憩中の会議を再開します。

総務課副審議監。

○総務課副審議監 山形 讓君 国からは随時、通知カードを皆さんお持ちになっっていますので、それについては順次個人番号カードを申請していただいて切りかえていただくというよな通知にはなってございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、114ページ、第4項選挙費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

116ページ、第5項統計調査費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

118ページ、第6項監査委員費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

120ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私は、129ページの地域密着型特別養護老人ホームの建設費補助金のことでお伺いをいたします。

総括質疑でもお伺いをしているのですけれども、事業の内容がわかったのですけれども、総括だったこともあって、ちょっと確認をしたいのがまず1点なのですけれども、今回の

地域密着型特別養護老人ホームは総事業費が4億1,000万円で、砂川市が2億円、そして道の補助が1億4,000万というようなお話、それから規模としては1,200平米というふうに私メモ書きしたのですけれども、ここまでは合っているかどうか確認をさせていただきます。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 先日の総括質疑の中でもご答弁させていただきましたが、今委員さんがおっしゃられたとおり規模的には1,200平米、4人部屋7室の多床室というところで、道の補助金につきましても今ほどおっしゃっていただきました約1億4,000万強の補助金が入ることになってございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 ということは、4億1,000万から引くと、あと7,000万ほど残るのですけれども、こちらのほうは主体である福祉会さんのほうが出すということになるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 総事業費4億1,000万から、今ほど申し上げましたもう少し細かい数字を申し上げますと、道の補助金が約1億4,600万円入ることになっておりまして、私ども市のほうから今回の予算計上ということで2億ということで提案をさせていただいております。その差し引きにつきまして事業主体でございます福祉会さんのほうでご負担をいただくということになってございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それで、市の補助金の関係ですけれども、この前基準ってあるのですかと総括でちょっとお伺いしたのですけれども、その後調べたら社会福祉法人の助成に関する条例というのがあって、ここは市長が認めたときは予算の範囲内で助成を行うということが書かれていたので、まさに市長の思いの中で2億円ということになったのかなと理解をするのですけれども、そこはその理解でよろしいでしょうか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 ただいまのご質問でございますけれども、今委員さんがおっしゃられましたとおり、条例に基づいて予算の範囲内ということでございます。これまで福祉会さんのほうと、もちろん福祉会さんの事業関係等も確認させていただきながら、その中で事業所さんが今後も円滑な運営をしていただけるというところでの2億円という最終的な結論でございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 以前福祉会さんができる前までというのは、直営で福寿園をやっていたですね。そこが民営という形になって福祉会が。前は、福祉会そのものの経営というものがなければいけませんから、建設も含めてほぼ砂川市が補助したというような状況だったと

思うのです。今福祉会さんのほうで内部留保というか、貯金というか、それが幾らぐらいあるのかというのはちょっとわかりませんが、7,000万を福祉会が出すことで経営的に厳しくならないのかなというふうな心配がちょっとあるのですけれども、道の補助というのは道から来るからいいのですけれども、砂川市が2億で大丈夫だったのか、今後大丈夫なのか。先ほどはそれも考えた上でというようなお話だったので、その辺は大丈夫なのかどうか、もう一度お伺いしたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 先ほどの答弁と同じ繰り返しになろうかと思えますけれども、この2億の積算といいますか、私どものほうの補助の金額の導き出しの中で事業所さんと協議を重ねた上で、安定的で円滑な運営が続けられるというところでの双方の協議の上でできた金額ということでご理解を頂戴したいというふうに思います。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何でしつこく聞くのかというと、今回の地域密着型の特別養護老人ホームというのは一般的に調べていくとなかなか経営的には難しい。規模が小さいものですから、今普通であるうちの福寿園みたいに100人ぐらいの定員があれば、お年寄りのことをこういう言い方はよくないかもわからないけれども、スケールメリットというのが28人ぐらいでは非常に悪いという、経営がなかなか大変だということがあるのではないかと思います。ここら辺のところというのは、つまりそれは何かといえば、この地域密着型特別養護老人ホームでもきちんと人員の基準というのがあると思うのです。そこが100人利用されるのと28人利用されるのではどういうふうな違いというか、出てくるのかなというふうに思うのです。そこら辺は砂川市民にとってみれば身近な地域密着型で、市内に住んでいる方に限られるというようなこともあると思うので、非常にいいのですけれども、経営されるところがこれをつくることによって、初期投資はいいのだけれども、後々大変になっていくということになると、これはまた大変なことになるなというふうに思うものですから、その辺の心配はないのかお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 辻 勲君 市民部長。

○市民部長 中村一久君 地域密着型特別養護老人ホームの増床についてのご質問でございます。こちらにつきましては、市と福祉会さん側と十分に協議をした中で導き出された結論でございます。今委員さんもおっしゃられたように、地域密着型というのは基本的にその自治体の方が利用されるべきものでございまして、28床を加えるということで、既存の100床というのは広域型でございますので、市民以外の方も入れます。そういった意味では、地域密着型、規模は28床と既存の100床に比べて少ないと思われるかもしれませんが、こちらの部分で市民の方の安心な療養生活が確保されるのかなと思えますし、総括のときにも多床室ということのご質問を受けました。広域型のほうはユニット、個室

でございます。今回整備されるのは多床室ということで、4人部屋でございます。入所される方の判断、選択の余地も広がりますし、これも総括でご答弁申し上げましたとおり、ユニット型よりは低廉な利用料で入所できるということで、さまざまな要因を加味してこのような地域密着型28床の増床という結論に達したものでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 質疑している内容とちょっとずれてしまっていて、私が聞きたいのは、福寿園本体があって、今度地域密着型の老人ホームをつくるわけですよ。そしたら、そこはそこで例えば施設長だとか、看護師だとか、相談員だとか、地域密着型の人員配置の設置基準というのがあるだろうというふうに思うわけです。そこで100人利用される場合と28人利用するところのスケールメリット、小さいところではなかなか経営が難しいというのが全国的な流れだというようなことがあって、今回の地域密着型をつくることによって福祉会そのものの経営が圧迫されるのではないのかなという心配をするので、そこら辺のところはどんなふうにお伺いをされているか、後ろの人に聞いてしまったほうが早いとは思いますが、そこを質疑したいと思います。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 委員さんご心配の部分、今100床ある、新たに28床できる。今言った施設長を初めスタッフがそれぞれに必要なのではないかと、なのでというご心配かと思うのですが、今回建てます地域密着型の特別養護老人ホームにつきましてはサテライト型という方式をとってございまして、今手元に細かい資料を持っていないものですから、全てお答えできなくて大変申しわけないのですが、施設長を初め幾つかの分野につきましては、本体の広域型の特養のほうと兼務をしながらできるという形態をとっております。人員の確保につきましても福祉会さんのほうではもちろんそこも十分ご承知の上で、これからスタッフの確保に向けて動き出すというところですので、そこもあわせ持って双方協議の上で、この形であれば開設できるというところでの最終結論でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 その辺は心配ないということでわかったのですが、今までこういう特別養護老人ホームというのは、この前新しくなったときは、たしかこれからはユニット型でないと補助金も出ないし、そっちの方向なのだと、相当厚労省がユニット型に持っていくというような形だったと思うのです。だから、当然今回もユニット型になるのかなというふうには思っていたのですが、これは別に問題ないのですね、補助金の関係とか。あのころはたしかユニット型でないとなかなか補助金もとれないのだなんていう話も伺っていたものですから、今回4人部屋ということですよ、従来型ということになるのかなというふうに思うものですから、その辺はどうなのでしょう。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 委員さんご指摘のとおり、確かに現在ございます平成18年から開始しております福寿園の建設の際には、個室というところが国の方針としてございました。それにのっとして現在の個室ユニット型という形で建設をしていただきましたけれども、その後平成23年になりますけれども、ちょっと長い法律名で大変申しわけないのですが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」というものが制定されて、この中で特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準におきましては、地域の実態を踏まえ、都道府県が自主的に条例で定めることができるとされたところでございます。その後北海道では平成24年度にこれに該当する条例を制定いたしまして、4人以下の多床室の整備を可とする緩和措置をとっていただいているという状況でございますので、今回4人部屋の多床室の建設も補助金が当たるというところで確認がとれているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 大体わかってきました。ただ、ユニット型というところの福寿園本体のところと、多分サテライト型というふうなことなので施設長は1人でいいということなのだろうと思うのですけれども、ここは廊下か何かがつながるといような構造になるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 今回建設いたします地域密着型の特養につきましては、先日の総括質疑のほうでも平家建てということでご答弁をさせていただきました。現在あります100床の南側にあります床、そちらの1階とまず渡り廊下でつなぐという形になります。現存の渡り廊下でつないだ施設のエレベーターを使いまして2階に上がっていただきまして、現在2階にユニット2つございますけれども、そのユニットと本体のところはまだ渡り廊下でつながっておりますので、ちょっと距離的にはございますけれども、館内、施設の中で渡り廊下等を利用してつながる構造ということになってございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後の質問にします。今福寿園のほうでは、先ほどから言っているようにユニット型で個室が全室ですよ。今回できるものが従来型という老人ホームになるわけですから、今いる方々は個室になれている。つまり端的にお伺いすれば、今回開設される地域密着型のほうは全く新たに入居者を募集してということなのか、前に個室でなれていらっしゃる方がちょっと利用料も安くなるし、こっちに移るといようなこともあり得るのか、そこだけ最後にお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 今回できます地域密着型の入所者というところでございますけれども、今ほど委員さんおっしゃられましたとおり、もちろん新規の方もございます。あとは、現在福寿園さんのほうに入居されている方で、先日もちょっとお話しさせていた

だいたいのですが、介護保険法の改正によりまして昨年の8月から居住費、食費の関係で負担が上がった方が数名出てきているという中で、その方も場合によっては新しくできる地域密着型のほうに移っていただく、もちろん本人さん、ご家族などのご了解も必要でしょうけれども、そういう方も想定されているというところでございます。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 私も地域密着型特養ホームに関して細かなことをお伺いしたいのですが、これは砂川市民にとって待望の施設だと思えるのですが、今も最後の部分で既に入居の人でも移動が可能だというお話だったので、これは大変いいものができたなと思っているのですが、現在待機者の方々がどのくらいいて、今回この施設が増床されることによってどの程度改善されるのかという見通しなどについて把握しているものがあれば、お聞かせいただきたいのですが。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 まず、現在の福寿園さんの待機者の状況でございますけれども、2月末現在で確認をさせていただいております。現在の待機者につきましては、総体で50名、そのうち市民の方が35名ということでお聞きをしているところでございます。今ほど申し上げました新しくできる地域密着型が28床ということでございますので、この中からも一定程度もしかしたらそちらにお入りいただける方もあろうかなと思っておりますけれども、新しく施設ができることによって地域密着型は一応原則市民の方対象ということでございますので、そういう意味からしますと一定程度この待機者の解消にはつながるものというふうに考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 わかりました。

次に、入居時期なのですが、実際に市民の方が多床室に入れる時期というのはいつごろになるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 こちらにつきましては、先日の総括質疑の答弁の中で工期につきましては本年の4月から来年の3月までを予定しているというところでご報告をさせていただきました。したがって、もちろん工期が終わってからということになりますし、今現在で福祉会さんからお伺いしている中では、できるだけ早い時期にということ、一番早い時期だと30年の4月からということになるかと思っておりますけれども、一応そこを目標に、できるだけ早い開設を目指して準備を進めたいというところでお話を聞いているところでございます。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 わかりました。

次に、ユニット型から多床室型に変わりますが、平たく言うと料金の話なのですか

ども、今までは入りたかったのだけれども、ちょっと料金が高くてという市民もいらっしゃると思うのです。そういった中で、今度は選択肢が広がるということなのですが、現在の標準的なところでお幾らぐらいで、多床室に入るとお幾らぐらいになるのか、その辺について把握しているものがあれば、お聞かせください。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 こちらの利用料金につきましても先日総括の中でもご答弁させていただきましたが、一応基準といたしますか、あくまでも目安ということでお考えいただければと思うのですが、要介護3の方で現在ユニット個室の場合は約12万3,000円でございますが、これが同じ方が多床室に仮に移ったとしますと約8万7,000円という金額でございますが、3万6,000円ほどかかる経費が下がると。これは、総括でも答弁させていただきましたけれども、その他雑費等は入ってございませんで、あくまでも居住費、食費、それから介護認定度によって決まってくる金額ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 総括でも出ていたことを確認させていただきました。ありがとうございました。

終わります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず、127ページ、老人憩の家の管理に要する経費から伺ってまいりますけれども、提案理由の説明の中では北光、宮川、空知太、それぞれトイレを洋式のトイレに直すということだったのですけれども、当然老人憩の家ですから高齢者の方が多く使うということもあって、今回トイレを単に和式から洋式にするだけなのか、それともトイレの周り、例えばスロープをつけるですとか、身体機能が低下していくので、この改修工事というものはどういうところまで入るのかというのを教えていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 今回の北光老人憩の家、宮川老人憩の家、空知太老人憩の家のトイレの改修ということでございますけれども、こちらにつきましては今ほど委員さんおっしゃられました和式のトイレを洋式化する。あともう一つ、現在小便器のほうとの区切りがないという形で、この辺も何とかならないのかということでご相談をいただいておりますので、非常に簡易なものになりますけれども、目隠しのところで小便器をカーテンで区切るような形の処置といたしますか、対応もさせていただく。ただ、今言いましたスロープなどの設置はさせていただかないというところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 もっと細かい話ですけれども、お年を召されてくると体が冷えるとかというのもあるのですけれども、これはただ洋式にするだけで、ウォシュレットとかは、今

はどこのご家庭でも常備されているのですけれども、そういったようなものも今回のこの改修の中には含まれているのかどうかということなのですけれども。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 今回の洋式化につきましては、便座が温かくなります洗浄つきの便座ということの洋式化をさせていただくというところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 わかりました。

次に、今までお二人の委員からも質疑がありましたけれども、129ページ、地域密着型特別養護老人ホームの建設費補助金なのですけれども、総括質疑や今の小黒委員、増山委員の質疑を聞いて大分わかってきたのですけれども、予算が通れば工事にはすぐ着工に入って、一番早ければ平成30年4月から入居していくということなのですけれども、当然市としてはこうやってお金を出してハードを整備してもらって終わりではないというふうに思うのです。先ほどユニット型から多床室になるということで兼務もできるというお話だったのですけれども、一方で今までも全国的に見れば、水害もそうですし、火災でもそうですし、そういったようなものが発生したときにスタッフの方が入居者の方を誘導して逃がしていくというようなことは非常に大切な仕事になってきます。渡り廊下等につながるということなのですけれども、現状の福寿園もかなり、平家ではありますけれども、広いスペースになっていると。職員の方の確保というようなものを事業者の方だけに任せていいのかなと。つまりこういった補助を出して、ハードは整備してください。人員の確保というのは、介護人材は全国的にも今は離職率も高いですし、集めるのが難しくなってくる。この地域の求人情報でもいろんな介護施設が介護人材の募集をかけているけれども、なかなか充足しない状況にある中で、水害とかは余り想定されないでしょうけれども、火災とかというようなものはどこの施設でいつ何どき起きるかわからないですし、施設が広範囲になればなるほど避難誘導も難しくなってくると思うのですけれども、果たしてそれが兼務という形でやっていって大丈夫なのかなと。その辺、事業者の方とこういう施設をつくるというお話をされてきたと思うのですけれども、いろんな開設後のお話も含めて議論していかないと、ハードのための補助金を出して終わりですにはならないと思うのですが、その辺というのはどういう協議をされましたか。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 ただいまのご質問でございます。

もちろん私どもハードを整備するためだけに、援助といいますか、補助というところで終わるつもりはございません。これまでも話し合いの中でももちろんその辺もお話はしてきておりますけれども、いよいよ開設に向けてというところではこの辺もさらに協議をしながら、支援できる部分については検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 施設が整備されて、入居される利用者の方が入った後、もちろん今でも一生懸命ご尽力されていると思いますけれども、場合によっては職員が兼務というような形になる中で、燃え尽き症候群になっても困りますし、それがまた離職につながっても困りますので、その辺というのは物心いろいろな面でまだこれからいろんな協議をするというようなことが当然出てくると思いますから、その辺事業者の方の悩みですとか、いろいろ困っていることについては、市のほうもできる援助に限りはあるかもしれませんが、特に人材確保というのは、繰り返しになりますけれども、非常に難しいことになってきていますので、一つの大きな目的、どっちも同一目的で高齢者の方のサービスの低下を招かないようにという理念と目的は持っていると思いますので、その辺はしっかりと話し合っていたらいいと思うのですが、そこを最後確認をして質疑を締めたいと思います。

○委員長 辻 勲君 介護福祉課長。

○介護福祉課長 吉川美幸君 今ほど委員さんおっしゃられましたとおり、確かに建物が建ちましても、その後の例えば介護人材の確保、またもろもろのところでは今後も協議をしていかなければいけないと考えておりますし、現状でございますけれども、介護人材確保というところでは初任者研修の受講料の助成などもしております。また、この辺の介護人材の確保の方策、支援の方策につきましてもまた検討させていただきたいというところで、先日の一般質問のほうでもご指摘いただいているところでもございますので、その辺も含めて今後とも福祉会さんと協議を進めながら円滑な運営に対する支援をできる限りしていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、130ページ、第2項児童福祉費につきましては休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時03分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

130ページ、第2項児童福祉費の質疑です。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 137ページです。保育所の運営管理と施設型給付事業とちょっとまたがるのですが、利用者側の目線でお聞きしたいと思うのですが、これを両方、今までだと例えば幼稚園と保育所でいうと給食があるのか、ないのかと、それから時間が5時までの預かりと7時までの預かりみたいなところの違いと入園料だとか、ちょっと料金に違いがあったりだとかというようなことだったのかなと思うのですが、今回これが変わったことによって明確な違いというのはどこにあるのかというのをちょっと

教えていただきたい。幼稚園を選ぶのか、保育所を選ぶのかのときに利用者側としてどこが違うのかというのを、余り違いはないのか、料金も含めてなのですけれども。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 児童施設、保護者が子供さんを預ける施設、幼稚園を選ぶか、保育所を選ぶかの違いにつきましては、まず幼稚園につきましては幼児教育施設ということで、保護者が共働きでなくても子供を預けることができる。これは、市が1号認定という形で認定をすれば幼稚園の利用ができるという形になります。なお、幼稚園につきましては、教育の標準時間、利用時間が基本4時間となっております。一方、保育所につきましては、保護者が就労している、病気等、育児ができない状況にある方が利用できるということで、子ども・子育て支援法では2号認定、3号認定ということで、3歳児未満と3歳児以上の認定がなされて利用できるというふうになっております。保育所につきましては、午前7時15分から午後6時15分までの利用ということで、利用者についてはその状況を見ながら選択するということになるかと思えます。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それは何となくわかってはいるのですけれども、料金的なものを含めてなのですけれども、そこに同じような要件で預ける場合の違いって何か出るのですかというところなのですけれども。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 まず、利用に当たっては、料金で選択するというよりも、家庭の状況に応じて、子供の保育が可能かどうか、それによって幼稚園を選ぶか、保育所を選ぶかという選択になるかというふうに思っております。なお、今回幼稚園の保育料につきましては、砂川天使幼稚園さんが子ども・子育て支援新制度のほうに移行するというので、保育料の設定は砂川市のほうで設定することとなっております。砂川市のほうで設定している保育料につきましては、所得の状況に応じまして5段階の保育料設定となっております。所得の低い順に、一番低い階層では月額ゼロ円、次の低い階層では3,000円、それ以降1万6,100円、2万500円、最高額で2万5,700円の月額の保育料設定というふうになっているところがございます。一方、保育所につきましては、これも所得の制限によりまして、これは国のほうで基準が示されておりますので、砂川市もそれに準じて設定しているところがございますが、所得の低い方については、生活保護世帯についてはゼロ円になりますけれども、一番所得の高い方につきましては最高で乳児の利用の場合は月額7万2,000円までということはかなり幅がございますので、自分の所得の状況等も加味しながら、料金のほうはそういうことで皆さん比較されるのではないかなというふうに考えているところがございます。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 あとは、多子世帯というか、保育所でいえば2人目半額、3人目無料

というようなことだったと思うのですけれども、これが変わったときに結構問い合わせがあったのですけれども、上の子は幼稚園なのだけれども、2人目、3人目は保育所にしようかなみたいな話もあったのですけれども、その辺の整合性というのは今の状況だという形になるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 保育料の多子軽減の状況でございますけれども、まず保育所につきましては、今年度から国のほうでは所得360万未満の世帯については上の第1子目の年齢にかかわらず、2子目半額、3子目無料としたところでございます。砂川市の場合につきましては、これまで保育所に通う児童の数で2子目半額、3子目無料としていたところでございますが、国の制度を導入し、さらには国は所得制限を設けておりましたけれども、保育所につきましてはこの所得制限にかかわらず、砂川市は多子軽減措置するというので28年度から実施してきたところでございます。一方、幼稚園のほうなのですけれども、こちらのほうも国の基準では所得階層の低い階層、1から第3階層までは年齢にかかわらず、何子目かをカウントして2子目半額、3子目無料とし、所得の高い階層については小学校3年生までを第1子としてカウントして、幼稚園に入っている子、2子目であれば半額、3子目を無料としていたところでございます。砂川市の幼稚園の取り扱いにつきましては、28年度、今年度から多子軽減措置を講じるということで、所得の高い方の第1子目の小学校3年生という年齢を撤廃して多子軽減に対応させていただいてるところでございます。今年度に天使幼稚園さんが移行した後につきましても、これまで同様の年齢撤廃をした中で多子軽減措置を講じていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 わかりました。とりあえず幼稚園を選ぼうが保育園を選ぼうが、同じような仕組みの制度というか、収入制限というのはどちらにしても今はほとんどなくなっている部分もあるという、三百幾らでしたか。幼稚園のほうの収入制限をもう一回教えていただきたい。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 幼稚園のほうもこれまでは年収、所得が360万円未満の方については、軽減措置が年齢にかかわらず多子軽減の措置が受けられていたという状況になってございます。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 360万円以上はその措置がないということなのですね、幼稚園のところは。

〔「制限がある」との声あり〕

逆に制限があって、2人目、3人目は軽減にならない。

〔「1子目が小学校3年生まで」との声あり〕

小学校3年生まで。

〔「であればカウントします」との声あり〕

保育園は……

〔「委員長、ちゃんとやらなきゃ」との声あり〕

保育園は、上の世代の年齢の差は関係なく、しかも収入制限もないでいいのですね。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 国の基準と市の多子軽減の制度を両方比較して今お話しさせていただいたところでございますが、現在砂川市が実施しています多子軽減、幼稚園、保育所ともに所得、さらには上の子の年齢の制限を撤廃いたしまして、幼稚園、保育所に入っている子供さん、2子目であれば半額、3子目は無料という扱いにしているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それでは、私は135ページ、病児・病後児保育に要する経費ということで、施設運營業務委託料1,024万9,000円が計上されているのですけれども、当然その業務委託を出すということで、この金額の中で保育所を運営してほしいということなのでしょうけれども、ちょっと気になっていることがあります、あくまでもどちら側かわからないので、まず最初に現状を確認したいのですが、今いろんな求人情報で砂川市立病院の院内保育所の保育士さんを募集している。院内保育所というふうに書かれていたかどうかかわからないのですけれども、勤務先はたしか砂川市立病院としか書かれていなかったと思うのです。保育士さんが不足しているという現状は全国的な課題なのですけれども、こういった病児・病後児保育、市長の政策の肝いりで行うわけなのですけれども、保育士の確保といったところは委託を受ける業者さんから何か聞いておりますか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 砂川市の病児・病後児保育でございますけれども、こちらのほうは事業委託をしております。委託している事業者さんにつきましては、市立病院の院内保育事業を受託しておりますプライムツーワンさんのほうに委託しているところでございますが、保育士の確保ということなのですけれども、そちらのほうに委託することによりまして保育士の確保が安定的になされるということで委託させていただいたところでございますが、事業所のほうでは常に保育士の求人を行っているということで、いつ欠員が生じても保育士に穴があかないような対応をとっていただいているところでございます。砂川のほうでも市内でも求人しているところでございますが、道内各地で事業展開されている事業者さんでございますので、場合によっては、もし欠員等が生じた場合はほかの実施している事業所からでも保育士を補充するというところで約束されているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちょっと気になったところは、今答弁にも出てきたのですが、要は通常の医療職の方のお子さんを預かる院内保育所と、それから病児・病後児を預かる保育士さんの委託先というのは同じ会社であるということですね。これも、たしかこの予算が上がったときだったと思いますけれども、質疑したのは、要は健康な子供たちであってもいろいろと風邪、インフルエンザですとか、そういったようなものに、あとノロウイルスとかですか、重篤化しなければかかる率というのはやっぱり高いと思います。保育士さんを介して病児・病後児の保育士さんがきちんと分けられていなく、同じ会社で両方相互に行き来するのであれば、例えばエプロンとか衣服にそういったようなものがついていれば、ただでさえ体力が落ちているお子さんをさらに重篤化させてしまうというおそれとかも出てくると思うので、中の仕切りは明確に区分をしてあって、通常行き来はしないということは以前聞いたことがあるのですが、そもそも保育士さんがそういうふうに補足されない状況で、同じ運営の委託会社であれば当然保育士さんがこちらが欠けた場合には、隣にいるからこちらにということにもなりかねないと思うのですが、その辺というのは事業者さんと何かお話しされているのですか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 こちらの事業につきましては病気の子どもを扱うという事業でございますので、病院の保育所と隣り合わせではございますが、保育士が重複することのないように、病児・病後児保育所では専任の保育士という形で採用していただいているところでございます。欠員が生じたからといって、その日によって隣から保育士が配置されるということはないようになってございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 私からは135ページの幼稚園保育料負担軽減補助金とそれに関連すると思われる施設型給付事業に要する経費、一時預かり事業に要する経費でちょっとお伺いしたいと思うのですが、先ほど来いろいろ議論、総括質疑でもありましたけれども、盛んに新制度に移行というようなお話があったと思うのですが、これはいわゆる認定こども園に幼稚園が移行するということだと思っておりますけれども、認定こども園がそもそも何ぞやとか、あるいは移行する形態がどうなっているかという議論がなかったと思われるのですが、そもそも認定こども園になることによってどのようなメリットがあるのかとか、あるいは今移行する施設の類型がどうなるかということをまずちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 今回砂川天使幼稚園さんが移行される幼稚園につきましては、これまでと同様の私立幼稚園という形になってございます。今ご質問のありました認定こども園というものにつきましては、ゼロ歳児から3歳児未満の子供を預かる保育業務

を兼ね備えた幼稚園施設という形になりますので、今回の天使幼稚園さんは3歳児未満の子供は入所できませんので、認定こども園という施設ではないということになります。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 先ほど多比良委員の話もありましたけれども、若干利用者側にも混乱が見られると思っっているのですけれども、それは一義的には施設側の説明ということになると思うのですけれども、子育て支援というのは基本的には市の施策にもかかわる部分なのですが、それに対する市のフォローといいますか、説明の充実というのは必要ではないかなというふうに思ったのですけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長 辻 勲君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 近藤恭史君 制度移行に対します保護者への説明でございますけれども、今回砂川天使幼稚園さんのほうから、この新制度にのった幼稚園運営をしたいということでお話があったのは昨年1月でございました。また、その後昨年2月に在園児の保護者向けの説明会ということで、幼稚園さん側のほうで今度新しい制度のほうに29年度から移行したいのだということで保護者説明会を独自に開かれております。そのときには、制度の説明、保育料の関係もこのようになりますということで説明をされたというふうに聞いております。その後砂川市のほうにそのような打診がございましたので、一番影響するところがうちのほうで試算しましたところ、一部の階層におきまして保育料が現状よりも高くなる保護者がいるということで、この対策をどうすべきかということで28年当初からずっと検討してきたところでございます。ある程度まとまったところで、29年度の天使幼稚園の新園児募集が10月から行われまして、11月の1日、2日に保護者向けの入所申し込みがあって、その際に保護者説明会が行われております。その際に砂川市からも私ども出向きまして、天使幼稚園さんが来年度から新しい制度のほうに移行されるということで、制度の概要等を説明させていただいております。保育料についても、今まで入園料が3万円、月額保育料が1万6,200円だったのですけれども、砂川市の設定した保育料でお支払いいただくことになるのですということで、若干一部の階層で上がる方がいらっしゃると思いますと、その方の対応については砂川市が今検討してございますということで説明をさせていただいております。こうなるということは、新年度の予算が決まってからでないとその辺は詳しいことはお伝えできませんので、現状市の考え等について保護者のほうにご説明して、不安がないような対策をとったところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 非常にこの制度等がややこしいというのは私もわかっているのですけれども、保護者の方もこれは非常に難しいなというふうになっていると思いますので、その辺のフォローのほうを保護者、施設含めてよろしくお願ひしたいということを要望して、終わりたいと思います。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、138ページ、第3項生活保護費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

140ページ、第4項災害救助費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

142ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、ご発言ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 私は、まず145ページのがん対策の経費の中のピロリ菌だけお伺いしたいのですが、総括でも触れてはいますが、総括の中の答弁を聞いていますと、保護者の方の同意を得て中学生の方に検査をするということで、その手続的なものをもうちょっと詳しく教えていただきたいと思っております、一応全員対象にこういう検査を実施するという周知をした上で、その中で同意を得て検査を行うという形になると思うのですが、ただ一方で学校健診の中でやるというお話が総括の中で出ていたので、その辺どういうふうに手続的に進んでいくのかという詳細を教えていただきたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 中学生を対象にしたピロリ菌検査等助成事業については、昨年来学校側ともいろいろ協議を進めながら準備をしてきたところでありますが、保護者への説明というところでは、学校関係者、それから医療関係者の理解を得て事業実施につなげるということもありましたので、2月に専門の先生をお呼びして、保護者も対象に一応ピロリ菌の検査についての講演会を関係者の中で実施したところであります。各保護者に対しましては、年度明けましてから学校健診が4月にありますので、4月早々に保護者宛てに説明文を添えてご案内をしていきたいと思っております。そこで検査を希望、同意される方につきましては、学校健診で尿を提出する際にその同意書を一緒に学校側に提出をしていただくというような流れになります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今手続的なものの流れがわかったわけでありまして、2月に専門医の方を招いて保護者を対象に、中学生ですから、砂川中学校、石山中学校、2カ所で保護者説明会を開いたという理解でよろしいのですか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 会場は1カ所です。市立病院のほうで行いました。ご案内は、29年度対象となるお子さんの保護者宛てに全て個別通知をさせていただいたところです。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 対象がどれぐらいで、どれぐらいの参加率があったのかというのがわからないと、皆さん働いている方もいらっしゃるし、いきなりピロリ菌と出てもわから

ない保護者の方も多分いらっしゃると思うのですけれども、結局十分な理解がないまま、ただ同意書を持ってこいといっても、なかなかそういった同意をするというのも難しいと思いますので、その辺というのを今数字を把握していれば、教えていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 対象につきましては、中学2年生、3年生として320人に通知をさせていただきました。そのうち参加された方は、保護者は24名でした。あとは、保護者以外は教育関係者ですとか、医療関係者、その他ということで全部で83名の方が参加したという状況です。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、先ほど来からの答弁の中でもあるように、結局保護者の同意がなければこの検査というのはできないわけですから、320人に通知して、保護者の方で来られた方は24名、ご夫婦で来られている方もいらっしゃるかもしれないので、一概には言えませんが、1割にも満たないわけですね。それで、もうすぐ4月からということになれば、改めてまたそういった説明会を開くですとか、あるいは勧奨というか、お知らせをするチラシを配るとか、そういったことをやっていかないと、特にピロリ菌は胃がんリスクを高めるということがもうほぼ疫学的に証明されていて、除菌をすれば間違いなく対応できるといったようなものですから、こういったような取り組みというのは道内先進事例としていっぱいありますけれども、そうはいいながらもまだまだ少ない特色ある政策だと思うのですが、それに対するPR、周知というようなものはもっともっと働きかけていかないと、使われなかったらもったいない話ですので、その辺というのはどうお考えになっていますか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 各対象者には個別通知もしますが、例えばチラシの配布ですとか、そういったことも関係者の協力を得ながら実施してまいりたいと思っております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 特に確実に検査をしてがんを防げるものでありますから、できれば全員が参加できるような取り組みというのを考えていただきたいと思いますし、本会議の中でも触れましたけれども、多感な時期の子供たちですから、検査を受けて方が一陽性が出たとしても、尿検査だけでは直ちにピロリ菌があるということが判断できるわけではなく、その次に呼気検査ですとか別の検査に進むと思いますけれども、ただ一方でいじめとか、からかいの対象になっても困りますので、その辺のプライバシーは学校現場ともいろいろ協議しながらやっていっていただきたいというふうに思います。

それから次に、147ページ、妊婦健診に要する経費ということで健診委託料890万

ほど上がっているのですけれども、妊婦健診の対象となる病院というのは市内の市立病院や、あと開業している医院がありますけれども、そこだけに限定されたものではないのですか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 健診の医療機関につきましては、限定されたものではありません。どこの医療機関で受診されても助成対象となります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちなみに、細かい話になっていくのですけれども、例年も同じように健診をやってきて、その傾向的なものとして、市内で分娩できる施設というのは砂川市立病院になってくると思うのです。健診をして、そのまま分娩につながるような形がいいと思うのですけれども、市内にも開業している産科医の先生もお一人いらっしゃって、市立病院もあって、この健診の傾向というか、要は委託料を払った中でどの妊婦の方がどのような形で、どのような形でというのは市内外の区分なのですけれども、そういった傾向というものは把握しているのですか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 妊婦健診から分娩にかけて利用されている医療施設というのは、市立病院が約7割です。2割が滝川の個人病院です。あと1割が道内外の病院という形になっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほど申しましたように、分娩できる施設がどうしても道内は限られていて、この地域で見れば砂川市立病院がまさにそうであって、7割ほどの方が健診に来られているということなのですけれども、産科とか婦人科を開業している先生が少ないということもあるのでしょうけれども、ある意味余り妊婦の方が市立病院に過度に集約をして、特にデリケートになられている時期ですから、これはほかのところでもありますけれども、待ち時間のところでもストレスを感じるとか、いろんなことが出てくると思うので、本当はいろんな開業している産婦人科の先生がいらっしゃれば、そういったような連携というのできると思うのですけれども、特にそうするとこの委託料を出すに当たっては市内の医療機関に限定されているものではないので、その辺は中空知の圏域内、滝川が2割という答弁がありましたので、そこでとどまっているので、それほど大きな妊婦さんの動きというようなものはないという理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 それほど大きな移動はありませんけれども、中には里帰り分娩ということで、1割の中に入るのですけれども、里帰りですぐ地元で出産されるという方もいらっしゃいます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私もピロリ菌の検査の関係でお伺いします。

検査の流れなのですけれども、まず尿検査だけで例えば陽性になった場合、もう少し詳しい流れを、尿検査だけで多分終わるのではないと思うのですけれども、そこをちょっとお伺いします。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 ピロリ菌検査、それから除菌までの流れなのですけれども、まず1次検査として尿中の抗体検査を実施していただきます。結果につきましては、ふれあいセンターから直接自宅のほうに郵送させていただく形になります。1次検査で陽性になったお子さんにつきましては、今度は2次検査ということで呼気検査をしていただきます。この呼気検査につきましては、市内の医療機関に委託をして実施するという形になります。呼気検査でさらに陽性になったお子さんについて除菌治療を、これも同意をとって行うのですけれども、除菌治療を行うという流れになります。除菌治療につきましては大人と同じで、1週間ほど治療薬を飲んでいただいて、治療終了後6から8週間後に除菌の判定検査として再度呼気検査を実施していただくという形になります。この一連の流れに係る費用につきましては、全額市のほうで負担をするという形になります。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私もピロリ菌を除菌したのですけれども、学者さんの中には除菌をする薬で副作用の心配もあるということがあって、例えば私はちょっと胃が痛かったり、そんなので内科医を訪ねて、胃カメラを飲んで組織をとって、ピロリ菌がいるから、そっちもやりましょうかという話だったので、中学生ぐらいの場合だったら全く健康でありながらも陽性だったらピロリ菌の除菌というようなことになっていくと思うのです。副作用の関係というのは大丈夫なのかなというふうに思うのですけれども、除菌をすることによって下痢だとか、味覚異常だとか、副作用が今も出てくる可能性は消し去られないというようなこともあるようなので、できれば健康な状態のままでは除菌までしなくてもいいのではないかというような話もあったりするのですけれども、この辺のところというのは、先ほど専門家の先生方とも話し合われたということだったので、副作用の関係ってどうなのでしょう。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 副作用の関係なのですけれども、専門の先生からお聞きした内容になりますが、中学生の除菌治療というところでは先駆的に実施されている市町村がありまして、そのデータに基づきますと、今まで93例に除菌治療を行ったそうなのです。そのうち、副作用として認められたものが11例ということで、11.8%に軽度の副作用があったということです。内容としては、味覚異常ですとか、それから下痢、吐き気というような軽度の副作用があったそうなのですが、そのうち下痢どめなどの治療をされた方は1例ということで、自然に回復されるという状況というふうに聞いて

ています。大きな副作用は、今のところ発生していないというふうに伺っております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 全然悪いことではないというふうには思うのですけれども、ただかつて子宮頸がんのワクチンのように、みんながやらなければ、やらなければいいながら、非常に重たい副作用が出てきたということもあるわけですね。まだ、中学生の段階でやり始めたという自治体もふえてはきているけれども、本当に最初のことだと思うのです。中学生の子たちがある程度大きくなっていかないことには結果ってなかなか見れないというふうに思うのです。砂川市もその過程で始めようという状況になっていくわけなのですから、今後これがことしの4月から始まっていく段階で、先ほどの副作用のこともしっかりと保護者のほうにも伝えながらやっていかなければならないだろうなということばかりを話すのではなくて、副作用ということもきっちりと話をしていかなないと、いい思いながら、もしも何かということになれば、市が積極的に推奨していく検査だったりのものだというふうに思うものですから、その辺がちょっと心配なところがあるなどは思っているのですけれども、どんなふうにも今後そういう点も含めてしっかりと保護者なりにお伝えをしていくのかということをお聞かせください。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 呼気検査の結果陽性になったお子さんにつきましては、再度除菌治療の説明文、ちゃんと文書で副作用の発生率ですとか、そういったこともきちんと伝えますし、あとはお医者さんのもとで医療機関の先生のほうからもその辺をきっちりと説明をしていただいた上で、同意をいただいて治療に取りかかるという流れになると思います。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 最後にですけれども、64万3,000円ということで検査から除菌までということになるだろうというふうに思うのですけれども、大体どのぐらいの除菌をする対象の子供が出るというふうな予想をされて予算組みされているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 除菌治療の対象となるお子さんの割合なのですけれども、大体6.5%程度を見込んでおります。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 私もピロリ菌の関係で、今ほど2人からいろいろ質疑があったので大体わかったのですが、そこで安心感を与えるということで、副作用の関係も関連してなのですけれども、ピロリ菌検査等委託料ということで、そもそも委託先はどちらなのか、先に聞かせていただきたいと思うのです。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 委託先は、空知医師会砂川部会ということで、

医師会のほうに委託をする形になります。それと、1次検査の尿検査につきましては、学校健診で尿検査を委託している検査センターのほうに委託する形になります。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 わかりました。基本的には委託先は空知医師会であるということで、その中に砂川市立病院も入ってくるのかなというふうに私は認識させていただきたいのですが、中学生に対するピロリ菌検査、治療というのは道内でもまだわずかでありまして、やられているということもあまして、たまたま私は鷹栖町のピロリ菌検査の説明書等がホームページを見ましたらありまして、小黒委員が一番心配する副作用の関係、そのときにこの町は旭川厚生病院と連携をとって、何かあった場合はその病院に担当者がいて、きちんと事務局がいて、ここに連絡を下さい。というのは、除菌中の副作用で体調が悪い云々も含めて、これを受けてきちんと対応できるということをしていることがあるものですから、できたらそういったことをきちんとしていただいたほうがピロリ菌検査に参加するというか、同意をしてもらえるとということにつながるのかなと思うのですが、この辺の考え方ってどうなのか聞かせていただきたいと思うのです。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 今回のこの事業に関しましては、市立病院の小児科の先生から全面的に協力をするというふうに言っていておられますので、ほかの医療機関で除菌中に何かあった場合にどう対応するかということまでは話は詰めておりませんが、市立病院がありますので、そちらのほうとまた再度詰めさせていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 沢田広志委員。

○沢田広志委員 今後のことを含めて今ほど答弁いただきましたけれども、基本的に空知医師会に委託をお願いするわけですが、何かあった場合の問い合わせ先、子供を持っている保護者を安心させてもらうためには、できるなら私は、勝手なことを言うならば砂川市立病院が窓口としてあるべき姿なのかなと思うのですが、この辺も取りかかるに当たってしっかりと検討してもらえればというふうに思います。

それと、万が一副作用があった場合、健康被害が生じた場合の対応、補償についても、鷹栖町の場合は明確にうたっております。そういう場合については自己負担もありますといったこともありますので、そういったことを含めていろいろ検討というか、いろいろ研究もしながらしっかりと対応できるようにしていただきたいということを思うのですが、このことについてもし何かあればお聞かせいただいで、私の質疑はこれで終わりたいと思います。

○委員長 辻 勲君 ふれあいセンター副審議監。

○ふれあいセンター副審議監 松原明美君 何か事故が発生した場合の対応ということなのですが、今まで予防接種の賠償保険の制度に入っていて、予防接種の事故に対す

る補償はあったのですが、今年度から健診特約という補償内容が拡大されまして、こういったピロリ菌治療など医療に対する補償も追加されるということで、賠償保険にも追加加入させていただくことになりましたので、そういったことで対応していきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いての150ページ、第2項清掃費につきましては午後1時から行います。

午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 0時58分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

150ページ、第2項清掃費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

152ページ、第5款労働費、第1項労働諸費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

154ページ、第6款農林費、第1項農業費、質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 157ページの農業振興事業に要する経費の中の農作業受託組織等育成支援事業補助金ということで200万円が計上されているのですが、この補助金で多分コントラクターみたいなものを組織してもらおうということだと思えるのですが、一方で結局コントラクターをやるにも人が必要ですので、市内の中にも既存の施設もありますけれども、この補助金というのは新たにこういう組織を、育成支援補助金になっていますから、つくっていくための補助金だけにしか使えないものなのか、それとも既存のコントラクターに対する補助としても使えるものなのか、まず最初に確認としてお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 農作業受託組織等育成支援事業でございますが、これらにつきましては農作業を受託する組織が受託する農作業に必要な農業機械を購入する際に購入費の一部を砂川市が補助するという事業でございます。新たな組織等にも活用いたしますし、既存の組織についても活用できるように考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今市内の中にあるこういう受託組織も、最小限というか、少ない人数の中でやっています、農家の方が農地を手放して、その農地がすぐに売れたりとか賃借されればいいのですが、そうならないときに遊休農地になるよりはいろんな作物を植えて、そういうコントラクターの方をお願いをして、そこからの収益を得るということに

もなるのでしょうかけれども、一方でこの請負する方も実際に全くの素人ができるわけではありませんから、やはり農作業の経験のある方とか、現実に違う自分の農場をお持ちの方とかがこういったコントラクターを行っているのですけれども、だんだんこれもやる方が少なくなっていくって、受け皿となるコントラクターが少なくなってくると結果的にはこういう補助を出して機械とかを買ってもらっても、やる人がいなくなれば、せっかく出した補助が使えなくなっていく。今すぐという話ではありませんけれども、ただ市内の現状を考えていくと農業の担い手ということで、新規就農もさることながら、請け負う人たちの組織体を複数つくっていくというようなことに対してもやっていけないといけないと。まさにここで銘打っている育成支援補助金ですから、先ほど農機具の購入というようなお話もありましたけれども、こういった組織体を構成するような補助というようなものにはこれは使えない補助なのですか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 今考えているのは、農業機械等の一部補助金ということで考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、これは言葉遊びで、補助金の名称が組織等育成支援になっていますから、何か組織も育成するというような補助にも使えるのかなと思ったのですが、今の答弁では使えないということだったのですけれども、ただ先ほども申しましたように、結局高齢になったりとか、あとはいろんな事由があって農家をやめてしまう方が出てきて、そこの農地を手放したいと。先ほど言いましたように、それがすぐ農地が売買とか賃借に結びつけばいいですけれども、そうはならないような状況の中で農地を遊ばせておけないから、作物を植えて、自分以外のそういうコントラクター、受託される方に頼むということなのですけれども、その受託する組織というようなものを市内でも今やっているところは割と小規模でいろいろと手広くやっています。だけれども、そういったような方々も自分の農場をお持ちで、そちらにかかりっきりになってしまうと、自分の農場のほうをおろそかにはやっぱりできないわけですから、そういうコントラクターが市内の中でふえていくようなことも一緒にあわせて考えていかないと、これは補助金の名称がこういう名称になっていますけれども、農政課として砂川の大事な農業をこれからも産業として継続して安定して経営をしていくためには、そういったコントラクター組織をつくるということも考えていかないといけないと思うのですけれども、その辺というのは予算を編成する段階では特に意識されてきたというところはないのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 今回の受託組織支援事業でございしますが、国のほうの補助で法人化をする方についての補助がたしかあったと思いますので、それらも活用した中で、今回補助するに当たっても法人化というところを義務づけておりますので、法人化して将来

的には従業員を雇えるような形までいけば大成功かなというふうに思っております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 市だけではなくて、国や北海道も農業が大事な日本の主要産業であるということは誰もが認めるところでありますから、補助の連続といいますか、重複補助ではなくても、今答弁にあったように法人化に対する助成、補助といったようなものを、これからは砂川の農業をしっかりと支えていくために、しっかりと農政課のほうも、今でもやっているとは思いますが、そういった農業者の方と、あと農業を離農されようとする方ともいろいろな話し合いの機会を持ちながら、砂川の大事な産業が衰退しないようにしっかりと取り組んでいていただきたいと思えます。

それから次に、159ページですけれども、農業、農村整備に要する経費ということで、提案説明の中でも袋地沼のお話があったのですけれども、ここの設備修繕工事の中身についてもう少し詳細を教えてくださいたいと思えます。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 この袋地沼ゲートでございますが、袋地沼、新十津川の土地改良区が徳富川から取水をしまして、袋地に一旦水をためて、そしてそこからポンプアップしまして新十津川町花月地区の120ヘクタール余りの水田に用水として使っております。それを取水するために、袋地の対岸に取水塔があるのですけれども、そこで取水するのに袋地沼の水位を上げないと取水ができないということで、袋地沼の流出部分にせき上げをして水位を上げておりました。一方、袋地の住民にとりましては、水位が高いと集中豪雨等で水害がよく起こりますので、なるべく袋地沼の水位は低いほうがいいということで、昭和50年当時からいろいろもめておりました。それで、平成6年度に道営畑地帯総合土地改良事業という道営事業なのですけれども、これを行ったときに、新十津川の土地改良区、砂川市、新十津川町と協議をしまして、可動式のゲートをつくりましょうということで協議が調いまして、道営事業でこの袋地沼のゲートをつくりまして、かんがい期間にはゲートを上げて水位を高くする、それ以外のときは下げて水位を低くするという調整するゲートを整備したものでございます。

これらは道営事業で行いましたけれども、引き渡しは砂川市が受けております。その話し合いの中で、日々の管理、ゲートの上げ下げにつきましては新十津川の土地改良区で行うということで協議が調っておりました。その間にも、砂川市が引き渡しを受けましたので、平成12年と平成14年に修繕工事を実施しております。今回そのゲートについております水密ゴムが破断しまして、そこから水が漏れるということで、かんがい期の水位が保てないということで、修繕をするということになりました。これまで砂川市で修繕費のほうは全て見ておりましたけれども、新十津川町さんも当然取水されて利益があるということで、新十津川町と協議をしまして、これからは修繕につきましては砂川市と新十津川町折半でやりましょうということで協議が調いましたので、今回工事費としましては14

0万4,000円上がっておりますけれども、新十津川からの負担金として半分の70万2,000円が歳入として入ることになっております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 まさにそうすると応益負担で、実質的には農作業のための水を新十津川の皆さんが使うためにこういったものが設けられたということですから、その負担が半額であっても新十津川から入るようになったということは当然のことかなというふうには思っております。ちょっと状況がわからなかったのですけれども、今ほど詳しくご説明を受けたので、そうすると要は水位が保てないということは水をためておくことができなかったということですね。水が流れてしまうから水位が下がるということで。かんがい期ですから、時期的なものとするときちょっと心配していたのは、昨年8月20日に大雨があったときに、もし水がためられていれば水があふれて、当然農政課の皆さんご承知のように袋地はタマネギが大きな産品であって、長雨とか水につかると物すごく農作物に対する被害が出るので、その辺の心配はそうすると、これが結果的に壊れていたのもありましたけれども、そこら辺というのは特に問題はなかったということですね。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 昨年8月ですので、まだかんがい期間でございました。当初結びました協定、覚書の中でもこういう水害の危険があるときにはゲートを下げるという約束でございますので、それに基づきまして下げておりましたけれども、流量が多くて水没をしてしまったということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、工事的には水密ゴムを多分取りかえる形になると思うのですけれども、それほど期間のかかるものではないのですか。工期的にはどういうふうなスケジュールで進んでいくものなのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 4月に発注しまして、5月の連休前には完了させる予定でございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、確認ですけれども、今年度のこの予算が通ったら直ちに工事に入って、今年度の農作業には間に合うようになるという理解でよろしいですね。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 はい。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

160ページ、第2項林業費。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 林業費の市有林整備委託料248万円のところですが、この森林整備の内容をもう少し詳細に教えてください。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 市有林整備委託料でございますが、昨年砂川市市有林の森林の更新ということで3.52ヘクタール皆伐をしております。皆伐をした後は植林をすることということで、砂川市森林整備計画でうたっておりますので、これに基づきまして新たに29年度に植林をするというものでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 この委託料ということは、当然森林を造林していくとなると下刈りとか、いろんな造林、植林に伴っていく作業などがあると思うのですけれども、それらの経費も全て含めた上で248万円という理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 下刈りについては植林してから何年間かやらなければならないかと思っておりますけれども、今回につきましては整地をして植林をするのみでございませう。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 委託先となるのは、この辺の中核森林組合である新十津川に本所のある空知森林組合さんなのか、それとも赤平市とかにも民間の造林の業者さんで有名な業者さんとかもありますので、その辺というのはどういうところに委託を出そうとしているのか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 委託先につきましては、空知森林組合を予定しております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 これは、そうすると委託をして整備をしてもらうわけですから、ある程度の期間は、先ほどの答弁でありましたけれども、下刈り等も数年にわたって見ていかないと、せっかく植林をしてもそれがうまく成長しないということもありますし、一方で植林をしてある程度見ておかないと、多分宮城の沢の山林だと思いますけれども、そうするとエゾシカも出てきますから、新芽が全部食べられてしまう。せっかく植林をしても育たなければ、しっかりとした造林にはつながっていかないわけですから、その辺というのも全部農政課ではなくて委託をしている空知森林組合さんのほうで見ていただけないかという理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 鹿の食害だとかが心配されますし、下刈り等も何年かは必要になってくると思いますので、それらについては森林組合さんをお願いをしていこうというふうに思っております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後に、当然今回当初予算で248万が上がっていますが、今後必要な経費というのは先にも同じぐらいの額が出ていくのかどうか、そういう見込み的なものももしあれば、教えていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 砂川市の市有林でございますが、約136ヘクタールでございます。そのうち、人工林が約56ヘクタール、樹種、樹齢等で今伐採可能なのが約25ヘクタールでございますので、この25ヘクタールにつきましては計画的に伐採し、そして植林をするという森林の更新等を行っていきたいというふうに思っておりますので、今後また伐採、植林という経費が、伐採については売れますので、歳入にはなりますけれども、伐採した後の植林、下刈り、あとは除間伐、そういう経費は今後かかってくるというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後と言ったのですけれども、費用的にはそうすると形状とか切るものによって変動するという理解でよろしいですね。

○委員長 辻 勲君 農政課長。

○農政課長 小林哲也君 はい、そのとおりでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

162ページ、第7款商工費、第1項商工費、ご発言ありませんか。

増井浩一委員。

○増井浩一委員 167ページのイベント用物品倉庫建設事業のことで伺います。

金額3,606万7,000円と出て、大きさも82.5坪ぐらいの大きさだと思えますけれども、建設場所は豊沼中学校跡地でよろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 場所につきましては、車両センター敷地内の本年度建設しました備蓄倉庫の南側ということになっております。

○委員長 辻 勲君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 わかりました。それで、もう図面はできていると思うのですけれども、建物の概要といいますか、どのような扉で、どのぐらいの高さがあるのかお伺いします。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 先日実施設計が終わりまして、今回イベント団体7団体プラス市役所の物品を入れるということで、先ほどあったように面積につきましては272.25平方メートルでございます。16.5メートル四方の建物で、16本の鉄骨支柱で支えるような形で考えております。天井の高さは3.4メートル、基礎部分は60センチを予定しております。外壁は角波鉄板、床はコンクリート、屋根は鋼板を予定してお

ります。緩やかな傾斜で雪が自然に落ちるような形状を考えております。入り口部分は軽量シャッターを3個設置する予定でおります。そのほか明かり窓を4カ所、そのほか用途がいろいろ使えるようにということで、棚等の設置は予定しておりません。また、作業等は日中を予定しておりますので、電灯等の予定もしておりません。

以上、内容はそのようになっております。

○委員長 辻 勲君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 大体わかりました。それで、要望なのですけれども、入り口はトラックが入れるぐらいの大きさがあってというのは、私もイベントを数多く設営から携わっておりますので、車が入って物を積むという作業ができれば本当に楽なのですよね、人手も要らなくて。そういうこともあるので、そこら辺1カ所ぐらい大きな扉をつけていただけないかを聞いて最後にします。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今回につきましては、イベント物品の出し入れということですので、中にトラックが入るという構造までは予定していないのですけれども、ある程度の大きさのシャッターを予定しておりますので、作業には支障がないものにしたいたとは考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 それでは、163ページの商工業振興に要する経費のうちのプレミアム商品券発行事業補助金についてお伺いしたいのですけれども、去年に引き続きということになると思うのですが、昨年来この事業はいろいろ課題などがあったと思うのですけれども、それを踏まえて、今年度の事業についてはどういう形で、昨年度とどういった違いがあるのかということと、いろいろ課題があったと思われませんが、その課題を踏まえて方向性を変えるとか、何か考えがあればお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 一昨年のプレミアム商品券の発行に際しましては、大変多くの方が並んで、実際には買えない方も大量に出たということで、そのため本年度実施に当たって商工会議所等でも話し合いをした結果、整理券を発行するというので、無駄に並んでいただくとか、そういうことがなく整理ができたのかなというところがございます。それで、平成29年度もそのようなことを続けていくというふうに伺っております。また、実際に本年度も大型店で使用されるという部分が7割近いということ聞いております。ただ、商工振興という観点からいまして、大型店も商工会議所の会員ということでもございますので、排除するとかということにはもちろんなりませんので、そういう中で大型店云々というよりは、より多くの方の手元にプレミアム商品券が渡るようにということで、そのあたりを商工会議所のほうでも検討いただきたいということはお伝えしている部分でございます。また、大型店で使用する、しないも含めまして、いろんな店舗がこ

のプレミアム商品券の発行に伴って商売につなげるというようなことも大切なことだと思いますので、そういう工夫についてもぜひ取り組んでいただきたいというふうに商工会議所のほうには伝えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 整理券が発行されたら、去年私も見に行っていてわかっているのですが、ただ朝4時とか5時とかに並んでいるような方もいらっちゃって、そこはなかなか難しいと思っていて、それに場所的な部分も2カ所でしたか、限定されたということもあって、整理券を配っても平等性にはやや疑問があるところなのではございますけれども、整理券を配るだけで広く一般の方にとということにはならないと思うのですが、それ以外に何か工夫みたいなのは、今後考えていく余地はあると思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 プレミアム商品券につきましては、商工会議所が実施する事業ということでございますので、市内の商工振興につながるということでも私ども話していきたいと思っておりますが、実施内容につきましてはある程度商工会議所で判断いただくことになるのかなというふうには考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 やや細かいことをお聞きしたいと思うのですが、この事業の目的が地元の消費のさらなる喚起が目的だということだと思っておりますけれども、具体的に先ほど7割ほどが大型店舗だったということなのですが、具体的な地元商店街に対する効果というのはどのように判断したらいいのかなと思っておりますけれども、その辺の判断基準といいますか、商工振興に当たっての判断基準的なものは何かあるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいということです。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 本年度実施した事業におきましては、細かな集計、アンケート等はとっていないのですが、一昨年、昨年度実施した事業においてはいろいろ調査等を行っております。その中で、もちろんプレミアム商品券を使い、プラスそこにお金を足して買い物をするとか、そういう効果もあったというふうに聞いておりますし、細かいいろいろな買い物にも今まで行くことのなかった店舗へ行くことにつながったというようなことも伺っておりますので、そのような商工振興に役立っているのかなというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 7割は大型店舗ということで、私も別に大型店舗とか全国チェーンのお店が地元企業でないというふうに言うつもりはないのですが、大型店舗とか全国チェーンのお店というのは地元に見ればお金の落ちているようで、実は本社があるほうが多くの利益を持っていくという、そういうシステムになっているものから、できればもう

ちょっと地元商店街にお金が落ちるような仕組みを一緒に考えていただきたいということをこの事業については要望したいと思います。

続きまして、167ページのオートスポーツランドの改善事業に要する経費について若干お伺いしたいと思うのですが、この中の具体的に改善に至った理由についてまずお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 昨年8月の台風に伴う大雨によりまして、石狩川があふれまして、オートスポーツランドが水についたということが当初のきっかけになっております。その後河川事務所のほうからいろいろ注意、指摘を受けまして、その内容といたしましては、撤去計画どおりにきちんと撤去するよとということと、無許可の物品が置いてあったと、そういうものも撤去するよとということもございました。また、車両が敷地内に置いてあるということで、本来車両は河川敷地内から、毎日というか、作業が終わったら出すよとということを示されております。また、ガードレール等が可動式でないということで、簡単に撤去できないような仕組みのものは改善してくださいというふうに言われております。そういうことから、車両の保管場所ですとか、避難に係る計画等の見直しということを図るよとというような指示を受けまして、今回このような予算計上をさせていただいております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 災害の部分に関しては、ある意味不可抗力というのはわからないでもないのですが、一方では作為とか不作為とか、やることをやらなくて損害の発生が拡大して、やむを得ずこのような資金を投入した経過というのがあったというのは、そういうようなことはなかったのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 作為、不作為とか、そういうことでこういうことになったということではないというふうに捉えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 ここの事業者は指定管理者ということで、双方協定書を交わされているということになると思うのですが、一方では標準的な協定書とかを見ますと、リスク分担というのはいろいろ決めていると思うのです。例えば軽微なものであれば事業者が負担するよとか、大きなものであれば折半してやっていくというふうに協定書を交わしているのが指定管理者の協定書だと思ってしまうのですが、今般の事業者との中身は私もわからないのですが、その辺のリスク分担の役割分担というのはこの事業者とはどういう形でなされているのかということをお聞きしたいのですが。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今回の予算に計上している部分につきましては、こち

らは振興公社のときからこのような状態であったものが引き続き使われていた、または使われない状態で指定管理者に引き継がれていたという部分がありましたので、こちらの部分については市が負担する形で今回工事等をするということで考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 ちょっとわからないのですけれども、要は小さなものとかを全部市が持つ、あるいは過去からの引き継ぎの分があって、やむを得ずというのはあるかもしれませんが、この事業によって指定管理者の方がどのくらいもうけているかわかりませんが、この事業によって指定管理者の方がどのくらいもうけているかわかりませんが、大いに利益を上げているような気がするのですけれども、そうすると適切にリスク分担というか、役割分担というのはあってしかるべきだとは思っているのですけれども、この辺はなかなか難しいところがあるかもしれませんけれども、市の負担で大いにもうけているというふうな誤解を受けたら私はいかなるものかなと思うのですけれども、そのような誤解を受けるような形の指定管理の協定書のあり方ではないということなのではないでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 協定書にはそのような形にはなっておりませんし、今回も指定管理者が持ち込んだもの等がありますので、そちらのほうはもちろん指定管理者が処分するという話で話し合いになっております。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 167ページ、先ほどイベント用品の倉庫のお話について増井委員の質疑を伺っていたのですが、一、二ちょっと教えていただきたいことがあるのですが、先ほど建物の構造の概要なんかは伺ったのですが、照明設備がないということなのですか、今までは学校の体育館でしたから、それを間借りで利用していたので、そういったことはあろうかなと思うのですけれども、今度はわざわざ車両センターの敷地内に新しい建物としてつくるときに、イベントが終わったときにしまいに来るときとかいろいろあると思うのです。夜間利用することというのはないのだろうかということ、照明設備というのが全くないというのはどうなのだろうかというふうに素朴に感じたのですけれども、その辺は支障ないのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今までも旧豊沼中学校の体育館は照明がありませんでした。そういう中で、皆さん当然イベントの準備、片づけ等は日中の明るいときにやっていたということで、今までの利用団体の皆さんも特にそういう要望もなく、問題がないということでしたので、今回電気等はつけておりません。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 今まではそれでよかったのかもしれませんが、7団体と市の物を入れるというようなお話になっていますよね。イベントを我々はいろいろはたから見ている、準備するのも大変だと思うのですけれども、本当にそれでいいのかなと。今まで使用

しなかったから、本当に照明設備は必要ないのかなと素朴に感じる。これは、運営の中で、今のところ照明設備をつけないという設計になっているようですけれども、本当にそれでいいのだろうかというを感じるのです。やっているときにイベント用品をとりに行くとか、あるいは先ほど申し上げたように、夕方本当はしまうことができればそれにこしたことはないのではないのかなというような感じがしましたので、それについては今ここで話しても、そういうお考えがないようですから、運営の中でよく団体の方とも話し合っていたらどうかなと思います。

それから、次にお伺いしたいのは、こういうものってイベントに使うものというのは出し入れに煩雑さがいろいろあると思うのです。今までは学校でしたから、そういう専用のもではなかったもので、今度はイベント専用の収納倉庫をつくるということで、結構出し入れもあると思うのです。先ほどの質疑の中でもトラックの出し入れのお話も出ておりましたけれども、結構車両を使うのだろうと思うのです。そうすると、細かなお話ですけれども、車がひっかけたり、あるいは出し入れしているときにイベントのものを倉庫にひっかけたりとか、いろいろ傷もつくのだろうと思うのです。そういった修繕費だとか維持費というものについては、今回は建物の建設のお話ですけれども、そういったものについては何か考えているものはあるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 本年度建設ということで、修繕等は平成29年度については特に考えておりません。もちろん使用してみて、いろんな状況を見ながらその辺は判断させていただきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 お答えはそれでいいのですけれども、先ほどの質問も含めて運営者と十分話し合いながら、イベントがスムーズに進行するように対応していただきたいということを要請して終わります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 私も167ページ、オートスポーツランドの改善事業に要する経費というところでお伺いしたいのですけれども、先ほど武田真委員とのやりとりの中で大体概略的なものはわかったのですが、昨年大雨によってあそこの河川敷が水没をしたりとかして、非常にひどい状態になっていたということなのですから、一度でもああいうような事態があると、今後もあの雨がまたことし起こらないというようなこともわからないですし、仮に雨ではなくても、上流域で雨がたくさん降ればこちらの下流域であふれるということだって当然想定できるわけですから、ガードレール等については可動式になるというようなお話もあったのですけれども、せつかく工事を請け負ってこういう門扉の改修工事等が行われるわけですから、その辺というのは何か大きく意識されているところというのはあるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今回設備の変更等も行いますが、それに伴いまして撤去計画等もしっかり見直した中で進めていきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 このオートスポーツランドというのは、もし間違えていたら訂正していただきたいのですが、過去のにも、ラリージャパンでしたか、いろんな大会が開かれたりとか、それから割と札幌から近いということもありましたし、それから全国的にも、砂川のコースが伸び伸びとできるということで、その時期になると砂川の旅館にもそれらしい車がいっぱいとまって、多くの方が利用されていると。一方で近隣の住民の方から砂ぼこりとか騒音の苦情も来るのですけれども、そうはいいながらも、全国に知られた施設であったわけです。こういうような改善に要する経費ということで今いろんな廃棄物の処理等がされるのですけれども、ただ利用している方からすれば、そういった施設が使えなくなるということは、せっかく砂川に来ていただいた方が一時的にであっても離れてしまうことになりますから、その辺タイムスケジュール的なものというのはどういうふうに聞いていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今回まず不要物の処分を4月、5月、雪が解けましたらすぐに行いたいというふうに考えております。その上で、撤去計画等を見直す必要がございますので、そのあたりを河川事務所と協議しながら進め、その上で改修等にかかるということで、その中で車両の移動場所、また水害が起きたときの避難場所ということでヘリポート横の市有地を予定しておりまして、そちらのほうの整備も並行して行うような形で進めたいと考えております。レース等が5月ぐらいから始まりますけれども、そちらのイベント等には支障のないようにということで日程調整をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 レース等が支障なくできるということもあるのですけれども、今ヘリポートの近傍というお話があって、そうなると、先ほどもちょっと触れましたけれども、決して歓迎している方ばかりではなく、立場が変わればそれを迷惑だと思われる方もいらっしゃるわけですから、特にこういう工事が入って、一時的であってもふだん使われていないところに車両とかいろんなものが来るとなると、地元の方に対する説明というのはしっかりしておかないと、ときにボタンのかけ違いで大きな問題に発展しても困りますので、その辺のケアというか、対応というのは市としてどのようにお考えになっていますか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 先ほどの整備のための造成工事等を行う際には、近隣住民の方にはご説明させていただきたいと思っておりますし、ここがそういう置き場にな

りますということも看板等を設置する形で周知していきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私は165ページの地域おこし協力隊のことでお伺いをしたいと思うのですけれども、この予算書では6人ということで書かれていますけれども、直近の新聞でも1人募集というふうになっていましたけれども、今現在何人いて、今後何人ふやそうとしているのかをまずお伺いします。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今回募集をかけていますのは、本年度いっぱい退任予定の隊員が1人おりますので、その1人の補充ということで1名募集をかけております。それで、SUBACOに勤務する協力隊員は4名の体制というふうに考えておきまして、4月以降に新年度ということで観光及びスイートロードにかかわる協力隊員2名を募集予定で、6名体制でやっていきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 SUBACOは4名体制をとというのは、とにかく4名はSUBACOの維持管理のために要するという状態なわけですね。それと、今度の方、あと2名は観光とスイートロードのことなのですから、SUBACOは大体今の状況がわかるのですけれども、次の2名の方の仕事というか、目的というのは一体どんなふうに活動されるようになるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今回新たに観光ということで、ふるさと名物を活用した観光振興事業等も予定しております、そういう面で観光事業にかかわって我々と一緒に動いたり、場合によっては観光協会と一緒に動いたり、いろんな場面で活躍してくれる協力隊員を1名考えております。また、先ほどの観光振興事業にもかかわるのですけれども、スイートロード、すながわスイーツを売り込んでいくということで、これも観光に結びつくのかなと思いますが、いろんな業務を、一人の人間がこれということではないと思いますので、いろいろ関連しながら観光事業にかかわるような形でもう一名の協力隊員を予定しております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 SUBACOの4人はSUBACOにいるのでしょうかけれども、今後のお二人というのは主にどこにいられるようになるのか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 事務所的には市役所商工労働観光課に机を置いて働いていただくということで考えておりますけれども、当然観光事業、いろんなことで町場の方とも知り合いになっていかなければならないですし、仕事としてもあちこちに活動の範囲を広げていただきたいと思っておりますので、自由に動けるような体制を確保しながら

仕事についていただきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 あわせて、まだ3人見つからないという状態だと思うのです。これからだと思うのですが、男女の考え方というのはあるのですか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 男女でということでは考えておりません。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 特に4月以降の関係なのですけれども、この方々がどういうふうな動き方をされていってというところがうまくイメージがつかめないというか、商工労働観光課に2人増員になるみたいな感覚でいいのかどうか、もちろん特化されているのでしょうけれども、観光振興といっても本当に幅広いし、スイートロードと言われても、この人は一体どういうことをするのかなのというのがちょっと想像できないのですけれども、ただ募集する以上は目的をちゃんとはっきり出してあげないと応募する人もとても困ると思うので、そこのところはどんなふうな考えで今回募集をしようとしているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 先ほどもお話しさせていただいたように、砂川の地域資源を生かした観光振興、ふるさと名物を活用した観光振興ということで、市としても積極的に働きかけしていきたいというふうに考えておりますので、そういう部分で観光にかかわる職員という、これからいろんなビジョンとかを策定しながら進めていくという部分もありますので、今こういう仕事だということ特定することはちょっと難しいところもあるのですけれども、どんどんいろんな、特に若い人の視点で砂川の観光をこういうふうに進めたらいいなんていう意見も聞きながら、協力隊員として動けるいろんな自由な活動、自由な発想で仕事をしていただけたらというふうに考えておりますし、スイートロードにつきましても先ほど申しましたとおり、すながわスイーツ、ふるさと名物応援宣言しておりますけれども、スイートなまちということで、すてきな、美しい、いろんな意味を含めたスイートなまちづくりに向かっていくように、そこに観光がうまく絡み合うように協力隊員の力をかりたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何とも概念ばかりなのです。具体的なイメージというのが本当にわからなくて、すてきもいいし、言葉としてはわかるのだけれども、何か言葉だけがふわふわ浮いていて、本当に何をやるのかというのが、多分協力隊の人も私は一体砂川へ行って何をやるのだろうかというふうになるのではないかなと思うのです。観光といたって、こんな山ほどあるわけだし、今までも市の職員もちゃんとやってきて、観光協会もあって、観光協会の机に入っていくとって、そのうち観光協会の事務局長にでもさせようかみたいな意図でもあるのならわかるのだけれども、役所のところに机を置いて、ここから出てい

くという話になっていくと、何かもうちょっと目的をきちんとしてあげないと、都会から来て、最終的には、前からよく出る話ですけれども、砂川に住んでもらうということが大前提だと思うのですよ、ただのお手伝いではなく。となると、私が例えば、若さが違うから全然違うかもしれないけれども、それを聞いて砂川へ行って何かやろうという気になるほどには、具体的でなさ過ぎるというか、例えば観光協会に行ってしまったらだめなのかな、地域おこしとしては。それはよくわからないですけれども、制度上。ただ、そこにかかわってもらいますとかというふうならまだわかるのですけれども、このところはこのままだとなかなか見つからないような気がするのですけれども、どうでしょうか。大丈夫ですか。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 観光にかかわる協力隊員につきましては、イベント等をいろんな若い視点で見直していただいて、例えばラブ・リバー等に主体的にかかわっていただきたいというふうにも考えておりますし、スイートロードにかかわる部分につきましては、商品開発ですとか、もちろんスイートロード協議会のホームページがありますけれども、そういうものもどンドン情報発信して、充実させて発信していただきたいというようなことも考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 難しいですね。今言ったお話だけでも、そう簡単ではないだろうと。自分はこれだけ長いこと砂川に住んでいますけれども、いろんなことを考えてきましたけれども、今までのイベントをどう見直す、あるいはお菓子屋さんが一生懸命やってきている商品をどう商品開発する。よっぽどの能力と力のある人でなければ、ただただイベントのお手伝い要員というような感じになりかねないというふうに思うのです。それはそこにおいておきながら、下の地域おこし協力隊起業支援というところの100万円なのですけれども、これはやっぱり住みついていたがためのお金になってくると思うのです。つまり砂川市内で地域おこし協力隊をやっていって、私もこの砂川で仕事ができる、商売ができる、この補助金を活用しようという形になっていくのが理想的というか、形なのだろうと思うのですけれども、たしか去年も補正で100万円つけているのですけれども、こういう実態、まさにこれが使われて地域おこし協力隊が住んでもらえるなんていう見込みというか、ここにありそうだというものは現在あるのかどうかお伺いしたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 今2年目になっております協力隊員、来年が3年目ということですので、3年経過した時点では、今話を聞いている中ではそれぞれ起業に向けていろんな検討をして準備をしているというふうに聞いておりますので、この準備のお金もいい形で使ってもらえればいいなというふうには考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 余り具体的には、多分もうすぐ開業とかというところが余り見えていないのかなというふうにも思うのですけれども、結構みんな大変みたいです。今の地域おこし協力隊の人たちが目的意識をなかなか持ち切れていないというか、例えば今3人になっているのですかね、S u B A C oの中でもきつとやりたいことはいっぱいあるのだと思うのです。そのやりたいことがなかなかできない。やりたいことを試しながら、試しながら、これなら砂川で商売できるとか、あるいは業を起こせるとかというふうになっていかないとだめなのだろうと思うのですけれども、S u B A C oもいろいろ規制が多いのではないかなと私は外から見ていて思いますし、だんだん、だんだん年寄りなんかは全然あそこに行けるような雰囲気でもなくなっているし、ある程度若い人たちがいろんなイベントをやっている。イベントをやっていること自体は何も私は悪いとは思わないのですけれども、もう少しよそから来た若者がこのまちに本当に愛着を持って住んでもらえるような道順というのかな、つけてあげてほしいなというふう思うのです。そうでないと、3年いたのだけれども、やっぱりもとに戻って帰らなければいけないかなというふうになっていたら困るなというふう思うのです。今現在、地域おこし協力隊何人かを見てきましたけれども、砂川に住んでいるのは一人だけという状況でもありますので、その辺のところはどんなふうにお考えになっていらっしゃるのかを改めてお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 辻 勲君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 山下克己君 協力隊員とは面接をする中で、いろんな今後の希望等も1年目からお話を聞いて、アドバイスできるところはアドバイスしながらということを進めております。委員さんのおっしゃったとおり、観光で将来自立してやっていけるかというところは難しい問題もちろんあるのですけれども、観光に携わっていただく、スイートロードに携わっていただくということですから、ぜひそういう道に進めるようなお手伝い、アドバイスをしていけたらというふうには考えております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

168ページの第8款土木費につきましては休憩後に審査いたします。

10分間休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時02分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

168ページ、第8款土木費、第1項土木管理費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

同じく168ページ、第2項道路橋梁費、質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 1点だけお伺いします。

171ページ、道路、橋梁の維持に要する経費のところ、自由通路エレベーター耐震改修等工事ということで行われるわけなのですが、あそこを見ていると、結構三砂団地にもお年寄りの方が住んでいて、あと足の不自由な方もいて、散歩コースとかになって、やっぱりエレベーターというのはよく使っているのですが、この工事の実施の期間とか、使えない間がどのような対応とか、看板ですとか、そういったようなものというのはどういうふう考えられているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 このたびのエレベーターの耐震改修等工事につきましては、平成26年の建築基準法の改正に伴いましてエレベーターの耐震装置、それともう一つが保護装置というようなものを設置するというようなところで、点検等をやりながらやっていくものでございます。確におっしゃるとおり、何日間かの通行どめは出るかと思いますが、そのときにつきましては十分周知等を、事前に看板等を上げさせていただきながらやっていきたいと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、やっぱり何日間かはとめるということは、どういう工事内容になっていくのかはわからないのですが、余り専門的なことを言われても、私もその知見がないのでわからないのですが、少なくとも何日間かは間違いなく全く使えないような状況になるというような理解でよろしいですか。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 構造的なものを付加したり、新たな装置をつけるというような工事ではございますが、そういうものは設置して点検というようなことを順次やっていかなければならないと思いますので、そんなに日数がかかるものではないと思いますが、必要最低限はとめさせていただくことも十分あると思いますので、そのときはとめるということで事前に周知をしながらやっていきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

172ページ、第3項河川費、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

174ページ、第4項都市計画費、質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 175ページのJRの砂川駅のことを総括でも聞いて、総括で武田圭介議員も聞いているのですが、どうもはっきりしたことがよくわからなかったのか、できるのか、できないのか。今年度が何で6万円の普通旅費しかないのか、そこをお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 先日の部長の答弁でもありましたとおり、平成28年度につきましては検討委託という委託費もいただきまして、JRとの協議のもと、JRの指示どおり協議等の図面等をつくりながら、いろいろと幾つかの案を出しながら協議を進めていったところでございます。いろいろと経過は先日のご答弁で申し上げましたが、結論を申し上げますと、今年度の2月でございます。札幌のほうに行く上りプラットホームの脇のところの跨線橋の幅が約1.5メートルほどでございます。このところが通れるか、通れないかということが昨年の暮れから今年の2月にかけてのポイントでございました。それで、その1.5メートルのところにつきましてことしの2月に初めて運輸局のほうの確認もとって、JRのほうから、柵を設置すれば、ほかにもあるのですけれども、柵を設置すれば通ってもいいですという旨の回答をいただきましたので、したがって今の自由通路にエレベーターを設置する。今の自由通路につきましては6メートルの幅がございまして、自由通路としては4メートルの幅が必要なのだと。だから、2メートルにつきましては狭めることが可能でございますので、その中に1.5メートルの通路を設けまして、水平部分の移動区間、そして上りプラットホームにおけるエレベーター、それから駅側のほうにつきましては上がっていくエレベーターというものを設置するというようなことで今可能になった。技術的に設置することが可能になったというところでございます。

ただ、まだまだ、これにつきまして今やっとそこがオーケーというような回答をいただいたところでございます。先日のご答弁でも部長のほうから申し上げましたが、跨線橋の脇の入り口のところのとり方につきましては、既存の建物との取り合いがございまして、少し延びるのではないのか、なるべくちっちゃくできないのかというようなところで、エレベーターの位置も検討していかなければならないというようなところもございまして、またこれから設置していく中につきましてはまだまだ見えないJRの補償工事等もございまして、うちのやる部分については2月の検討の結果をもとに試算をしているところでございますが、そのほかの工事につきましては今後のことというようなところで、それでも大きなものは解決できたということで、一歩進んだというふうに解釈しているところでございます。そのような状態でございますので、その先の委託費を本年度の当初予算に上げるような状況にはまだ至っておりませんので、今回につきましては6万円というのは砂川から桑園までの旅費、延べ12回分を計上させていただきまして、その分を詰めさせていただくということに専念するということで上げさせていただいたところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 つまり技術的に何とかこぎつけた部分をもう少しJRときっちり詰めるために旅費を計上したということでもいいのですね。

○委員長 辻 勲君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 今回のJRのバリアフリー化につきましては、なかなか図面等

もお示しできないものですので、イメージしづらいとは思いますが、課長が今ご答弁申し上げたとおり、札幌行きの跨線橋のところのお話になるのですけれども、札幌へ行くために跨線橋をおりてホームに向かう際に、ホームは基本的には今の現状でいきますと跨線橋をおりたところからホームが始まっているというようなイメージなのですけれども、その横の西側に若干通路的なもので、奥には何もありませんけれども、行けるようなスペースがありました。そのスペースを活用することで、自由通路は南側にありますので、そこと結ぶことができないのかというのが最初考えた案だったのですけれども、基本的にはそのスペースといたしましては、1.5メートルの空間がなければその部分については危険性があるということで使用できないというふうにお話をされておりました。その点を解消するために、それでは別の方法があるのではないかとということで幾つかの方法も検討させていただきましたけれども、それらにつきましては基本的には上り線のホームが狭いものですので、工事がなかなかできないということで、それは無理である。解消するためには、ホームを広げて東側の線路を東側にずらさなければならないという話にもなりましたので、それもまた非常に難しい問題でありますので、例といたしましては岩見沢駅が同じような形状の中でエレベーターを設置している状況がありますので、そのような方向で検討することができないのかということ再度JRに提案をしたところ、JR側のほうで内部協議をしていただきまして、北海道運輸局とも協議をしていただきまして、今の現状といたしましてはホームという形ではないのですけれども、ホームとみなして南側にホームなるものを延ばすことによって、通路としてではなくホームとしてであれば1メートル50のスペースをとらなくても構わないという規定があるようですので、そのような形の中で実施できるという形になりましたので、当初考えていたものとは若干違うところもございますけれども、一応1段階は上に進めたという考え方でございます。

現在といたしましては、工事部門との交渉を行っておりますが、工事部門といたしましては今はこの案しかないというような形にはなっておりますけれども、今後駅の管理をしている部門とも協議をしていかなければなりません。そのための協議の旅費という形になりますけれども、今後それらの部分の協議をいたしまして、あと課長も答弁申し上げましたとおり、今JRの駅構内には通信線なるものがいろいろ埋設されている部分等もございますので、それらについて内容等を確認をしながら進めていきたいということになっておりますので、昨年第1回の定例会では最短であれば29年度に実施設計をして30年度に着工というお話もさせていただきましたけれども、現状といたしましてはそれらの経過を見ながらまずは進めてまいりたいと思っておりますけれども、もしできるものであれば早期に実施設計をして、なるべく早い時期に工事着手に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何となく今イメージが湧いたのですけれども、つまり技術的なものと管

理的なものってまた別ですね。というのは、今のお話でいくと、とにかく自由通路にエレベーターは設置するということですよね。自由通路にということは、駅構内ではなくエレベーターに乗るということですよ、自由通路は市道ですから。だから、そこからどう駅構内に入って行くのか、切符を買う人と買わない人はエレベーターをどう利用するのかという管理上の問題というのは、まだまだきつとクリアしなければいけないことなのだろうと。前は、自由通路にもエレベーターを設置するのだとすると柵でもして、そこが駅の構内だというような形をとっていかないと、そこに自動改札機を置いたら別ですけども、そうでなかったら自由通路の人がそのままエレベーターに乗ってホームに入って列車に乗ることだって可能になってしまう可能性もありますよね、自由通路ということは。これって相当大変ですね。今の1.5メートルというのは、ホームに入っておりていったときに、本当のホームのほうに入る幅が狭いからどうかという話だったというふうに思うのですけれども、これは今のうちの自由通路、それが橋上駅にでもなっていて自由通路とエレベーターというのならよくわかるのだけれども、今の駅のまま一回切符を買って自由通路に入って、でも誰でも自由通路は通れるのだから、基本的に切符を持っていない人でもエレベーターに乗れるということになる。ここだけちょっと確認させてください。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 今私どもが考えている案は、駅の改札を出ます。今の跨線橋はそのまま残します。うちは手をかけません。そして、跨線橋の上がり口の西側のところに若干スペースがあるのですが、その延長上の奥のほうにエレベーターをつける。そして、上に上がって、そのまま横にスライドしてきて、自由通路の6メートルあるうちの4メートルは自由通路として使って、北側の2メートルのエリアの中で壁を設けて、1メートル50の幅以上の通路をとる。そして、通路を水平的に渡る。そして、上りプラットホーム上の延長線上のところの下にあります。そして、おりたら今度札幌方面に向かう上り列車の入る側のほうに向かって人が歩いていくのですが、そのスペースが跨線橋のおりたところとプラットホームの端部が1メートル50ございまして、今言われているのは、50センチとって、そこにフェンスをとって、中に90センチのスペースをとれば、その90センチがあれば歩行者が通る。解釈としては、乗降口のないプラットホームという解釈のもと、運輸局のほうからはオーケーが出たというようなお話で、そのような流れで今検討しているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 わかりました。言葉のイメージでわかりました。多分もうそれしか技術的に、これまでいろいろ検討した中で自由通路を2メートル潰す以外に、つまりそこはもう駅構内とみなすような形状をとるということですよ、きつと。そこしか今のところはないというような判断だということですのでよろしいかどうか確認させてください。

○委員長 辻 勲君 土木課長。

○土木課長 荒木政宏君 私どもこの1年間で2度、3度とJRさんから案をいただきまして、提出して、だめになったというような経過のもと、今回の自由通路にエレベーターをつける案というものが最終案だと考えております。それと、もう一つ、今部長のほうから駅担当者の協議とございましたが、この中身につきましては今後自由通路を駅として使っていただく、そういうときの管理状況の区分だとか、財産の管理の仕方だとかというものについては今後そちらのほうとの協議となりますし、そういうような面では少しお時間をいただかなければならないのかなというふうに考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 そういう意味では、先ほど部長もおっしゃったとおり、前の部長だったと思うのですが、早ければ29年に実施設計、30年から工事というところだったのですが、もちろんそれは状況によって延びる可能性はあるという答弁もあわせていただいているのは私は覚えていますけれども、今後はことし1年はとにかく相手方というところ、そう何回もの旅費ではないのですが、往復すると。今後のスケジュールみたいなものを、もしわかればなのなのですが、お伺いをして終わりたいと思うのですが。

○委員長 辻 勲君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 今後のスケジュールというお話でございました。相手方があるものですので、この場でこのようなということも言えないのですが、基本的には今後それらの駅の管理部門と協定を締結するという作業もございまして、それらをクリアした段階で進めてまいりたいと考えておりますので、できるだけ早くということでありまして、今年度中に補正予算で計上して実施設計等もできるものであれば、そのような形で実現させたいと考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

178ページ、第5項住宅費、ご質疑ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず最初に、市営住宅の管理に要する経費ということで、北光団地の公園環境整備工事が入っていますし、下の改良住宅の管理に要する経費で宮川中央団地の公園環境整備の実施設計委託料というのが入っているのですが、ここの公園整備の中身的なものについて最初に確認としてお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 北光団地の公園整備の具体的な概要でご説明させていただきます。それから、宮川のほうについて位置的なものでお話しさせていただきますけれども、北光団地のほうは住棟間にある公園の部分です。その遊具等を改修すると。施設については、健康遊具、それからベンチ、サイン、その他の必要なものについて整備をいた

すと。それから、宮川中央団地につきましては、西6条にあります集会所から南側の住棟間の公園についての実施設計をさせていただくということでございます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今答弁に出てきたのですけれども、宮川の中央団地ももう既に設置しているところもあるのですが、これから北光団地のほうでも住棟間の公園の遊具で健康遊具というお話が出てきました。宮川の中央団地の一部でもそういう健康遊具はもう既に設置しているところもあろうかと思うのですけれども、ただ利用者からすると何の説明書きもないのです。遊具をどうやって使っていいかというようなことがわからない。以前ですか、市役所のほうに問い合わせると、説明書というか、仕様みたいなものをいただいたことがあるというお話があったのですけれども、せっかくそういった健康遊具を設置しても、それがちゃんとした使い方がされなければ、利用者がけがをするおそれもありますし、費用をかけてその遊具を設置する。遊具という言い方だとどうしてもちっちゃいお子さんとかをイメージするのですけれども、健康遊具となると結構お年寄りとか普通の現役世代の方でも使うわけですから、その辺の周知が宮川の中央団地のほうでも今とりたてて私の見てきた段階では看板等があるわけでもなかったもので、その辺の周知もあわせて一緒にやらないといけないと思うのですけれども、その辺というのはどのようにお考えになっていますか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 今回の北光団地の仕様を見ますと、健康遊具の説明サインつきというような事柄で入っておりましたので、各器具については説明がついてくるというふうに考えております。宮川につきましては、中には見るからにシンプルなものというのはいないかもしれませんが、動きが複雑で、形状が健康遊具になりますと変わっておりますので、そちらについては説明書きがついているものもあるように認識しております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 認識しているということで、はっきりあるというなお話ではなかったもので、あれなのですけれども、ただどうしても屋外に設置してあるものは経年劣化等もありますし、雨風、それから風雪等によってそういったようなものが腐食するのかわかりませんが、剥がれ落ちるとか、いろんな状況もあると思いますから、これはやっぱり日常の管理の中でしっかり見て、そういったようなものがちゃんと適正な使い方ができるように周知することは大事でしょうし、それと同時に、その住戸に入っている方を対象にこういう使い方をするというような仕様みたいなものが市役所の建築住宅課にあるはずなのです、冊子体のものが。それを1冊全部をコピーして全戸配布は当然難しいでしょうけれども、主立った棟長さんですとか、町内会長さんですとか、そういった方々に使っていただかないと、万が一それが利用者の自己責任といいながらも誤った使い方を

されてけがをすると、市で設置した遊具になりますので、市の管理責任が問われる可能性もありますから、その辺はこうやって整備する以上は、もう既に周知しているからいいではなくて、随所においてそういう周知というのは必要だと思えるのですけれども、その辺はどのようにお考えになりますか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 宮川のほうにつきましては、もう既についているものについては、自治会さん等に設置した後いろいろな接触する機会もございましたので、お話ししている経過もあります。北光につきましては既に始まっておりますけれども、今回のところはかなり住棟に近いところですので、そちらのほうについても自治会等と接触を持ちまして、そういう説明ができて事故がないような対応をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 もう既に一回説明したからいいのだではなくて、随所に折を見てそういう説明をしていっていただきたいと思います。

それから、もう一点だけなのですけれども、181ページの空き家等対策推進会議に要する経費ということで、委員報酬という形で3万9,000円ほど計上されているのですが、当然計画もつくって、砂川市内にも空き家等がふえているので、何とかしていこうというような話し合いが持たれると思うのですけれども、具体的にこういった会議が今開かれることが前提で予算が計上されていると思うのですが、ここの会議の中で話し合われる内容と、話し合われたことがどういうふうにも実際の具体的な事業としてつながっていくのかというのはどういうふうになっていくのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 今年度予算を要求させていただいておりますのは、空き家等対策推進会議の委員の関係でございます。こちらについては、策定いたしました計画の変更、それから特定空き家等の認定に係る内容についてのお話をさせていただく場として設置をさせていただくということで、特定空き家の認定は市長が行うものではございますけれども、その過程で私どもが調べました空き家の状況等を報告いたしまして、そちらのほうで意見を伺った上で、その内容について市長に報告して、市長のほうで判断をするというところの会議であります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 もしかしたら私の不勉強かもしれませんが、これは特定空き家に限定されたような話し合い、計画の変更等ですから、計画の中にとわわれているものが対象になってくると思うのですけれども、それだけの狭い範囲に限定されているのかどうか。つまり特定空き家ではなくてもやっぱり空き家というのは砂川市の中でいろいろとふえてきている問題があって、いろんな砂川市内の地区はありますけれども、古くから造成され

ている団地等では空き家がやっぱり多くて、資産価値が下がって、手放したくても売れないと。そうなったときに、特定空き家までは至ってはいないけれども、既に人が住む機能としてはほとんど失われているようなものがあつたときに、今恐ろしいのは、自然災害等もそうですけれども、昨年糸魚川で大火が発生しましたけれども、人が住んでいないものであつても住宅がそこにあれば管理が不全となつていけば可燃物にはなりますので、そういったようなものであれば逆に更地にしたほうがいい場合もあるわけですから、そういったような町内会との話し合いができるというようなことも本当は、空き家等対策推進会議というふうに銘打っていますから、計画を策定した段階で幅広い対象概念で計画のことが盛り込まれているのかどうか、それとも今後今言ったようなことを計画の中で計画の変更というような形で委員さんたちの話し合いの中でそれを盛り込むことができるのかどうか、その辺というのはどういうふうになっていますか。

○委員長 辻 勲君 建築住宅課長。

○建築住宅課長 金丸秀樹君 会議の前提が変更、もしくは空き家の認定となっておりますけれども、法ができた際に法の運用上の問題として、法の前の対応ということも法ができるときに国のほうからガイドライン等が出ております。今武田委員おっしゃったような内容は、要は特定空き家等にならないけれども、一般的に空き家と言われるものの考え方、それからそういうところでそういう考え方を諮れないかということなのですが、意見を伺ったりする部分では、そういう会議の活用というのは、有識者の方に今参加していただくということで考えておりますので、それについては市長とも相談いたしまして、そういうところの活用というのも必要になるというようなこともあるかもしれません。

○委員長 辻 勲君 建設部長。

○建設部長 湯浅克己君 今委員がおっしゃられました空き家の古い住宅団地の検討につきましては、既に策定いたしました空き家の計画の中で新たな方策として位置づけているものがございますので、まずはもう既に計画の中に織り込まれているものとして対応はしていきたいというふうに考えております。その中でも、例えば空き家等の跡地の周辺住民向けの利活用の検討等もそのような形で触れておりますので、まずはその中で検討していくという形になりますので、今後この会議とは別に内部的に検討するという形になっております。この計画の内容が変わつた場合につきましては、この会議の中でまた検討という形になっておりますけれども、この計画の中で一定の方向性がもう既に示されておりますので、まず私どもといたしましてはそれらの検討を別に進めていくという形になろうかと思ひます。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 具体的に言えば石山団地なのですけれども、古くに造成をして、除雪をするときでも雪を捨てる場所もない。中に入っている方も結構お年を召されているという

ようなこともありますし、かといって特定空き家までは至っていなくても長い間人が入っていないとそこは傷んでいって、売却をするといってもなかなか売れていかないわけですから、今部長答弁もありましたけれども、もしかすると町内会の方とお話し合いをして、壊した後の有効な利活用も含めてというようなことができるのかなど。先ほどの課長の答弁の中では、この対策推進会議の中でもいろいろな専門家の方とか地元の方を交えて意見交換というようなことを行っていくというようなお話もありましたので、その辺はこれは決してその地域だけに限られた問題ではなく、市内はこれからますます高齢化が進んでいくと思いますし、空き家もふえていくかもしれませんので、随所においてそういう意見を伺う機会というのはふやしていただいて、計画の変更に必要ながあれば計画のほうも変更していただきたいと思います。

終わります。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続きまして、184ページ、第9款消防費、第1項消防費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

186ページ、第10款教育費、第1項教育総務費、ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

190ページ、第2項小学校費、ご発言ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 それでは、191ページの学校の管理に要する経費についてお伺いしたいと思うのですが、今回教育用のタブレットが導入されるのですけれども、大体何台入るのかということと、どういった目的で使われるのかについてちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今回タブレットの購入につきましては、各小学校で1学級の最大の人数を1学校ずつ購入するというございまして、砂川小学校でいきますと1クラス40人ですから、プラス1、先生の分を入れて41、北光小学校でいきますと生徒17人プラス先生の1台を足して18というふうに5校の合計で全部で155台購入する予定であります。それを使う目的、内容ということですが、これにつきましてはオフィスが29年の10月にサポートが切れるということがあって、パソコン教室に今デスクトップ型のパソコンがあります。その既存のモニターはそのまま使用します。それから、キーボードもそのまま使用します。モニターの後ろにドッキングステーションをつけて、そこにタブレットをつけて、電源兼タブレット単独でも学習できるようなスタイルで購入してICT教育を行うという内容でございまして。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、規格というか、種類が限定されてくるような気がするのですけれども、それはウィンドウズなのか、それとも教育関係でよく使われているアップル社のタブレットなのかというようなことになると思うのです。その辺は限定されてくるということなのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今説明申し上げましたドッキングステーションのところの接続部分がUSBになっておりますから、これについてはアップル社のものが変換しないとならない線が必要としますので、ウィンドウズの関係を購入するものでございます。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、どちらかというとも既存のオフィスが入っていたパソコンのかわりに、こちらのタブレットをパソコンがわりに導入するということなののでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 説明不足で申しわけありません。

ドッキングステーションにタブレットを入れる。そしたら、今のパソコンは画面がそれで動きます。キーボードを使ってできます。また、ドッキングステーションからタブレットを外しても単独でもできるという内容になります。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、中で動くソフトは当然ウィンドウズのソフトということなのですけれども、その辺各地でタブレットを入れて成功したところとか、失敗したところとか、いっぱいあるのですけれども、ウィンドウズというのはどちらかというとも教育向けではないような気がするのです、その辺は教育向けのソフト等を配慮した上で、機器の互換性もありますけれども、それはそういうことを配慮した上の導入ということなののでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今回ウィンドウズを導入するに当たり、教育支援ソフトとして、例えば問題が出せるようなジャストスマイルという、そういうソフトがあるのですけれども、そちらのほうで対応しながらやっていくということでございますし、各地で入れている状況は全部は調べておりませんが、基本的にはウィンドウズということで砂川市のほうはやってまいりたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 問題は、機器も重要なのですけれども、ソフトを活用した授業とかになるのですけれども、やはりここは通常の授業とは違うような工夫が必要になると思うのですけれども、その辺の体制の整備とか運用の方法等、何かこれまでの研究を生かした形で授業を進めるということなののでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 ICTの関係は文科省も推奨しておりますので、道教委においても各種教員向けの研修というのも行っております。さらに、これを導入するに当たり、各小学校、中学校の先生に説明会を開いて、この学習用の支援ソフトも含めて、ウィンドウズを使うということも含めて説明をした中で今回導入していくということでございまして、この後ICTの学習が効果的に展開できるというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、いつごろから開始されるのかということになると思うのですが、機器を導入してすぐ開始ということにはならないと思うのですが、それは機器を導入して、ある程度のトレーニングを踏んだ上で本格的な運用になっていくと思うのですが、それも含めたスケジュールはどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 まず、購入するまでに一定の時間がかかりますから、購入をしますとその後に対応できる先生というのは確かにいらっしゃいます。できない先生もいらっしゃるのですが、できない先生につきましてはそれぞれ研修を受けていただいたり、構内の中で教員同士の情報共有をしていただきながらでもこのタブレットを使った学習に取り組んでいっていただきたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 それと、あと問題はその授業の内容なのですが、これはタブレット専用の授業をするということではなくて、通常の授業の中にこれを組み込んで、例えば算数であれ、国語であれ、そういった授業の中に組み込んで行っていくということで理解してよろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 パソコン教室では1人1台、タブレットまたはパソコンが当たるといふか、それで授業ができます。ですが、今回タブレットですから、各教室において、そこに持ち込んでグループ学習とか、グループの中で情報検索、情報を収集するとか、そういった授業もできることになります。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そうしますと、パソコン教室の授業は別として、通常の授業の中で組み込んだ形で運用していくということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 通常の授業の中で有効的にICT機器を使っていくということで考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 その授業の中身によって、これに向いているものと向いていない授業と

いうのはいろいろあると思うのです。その辺の区分けといいますか、向き、不向きについてどういうふうに判断したらいいのかというのは、何か今の段階で説明できるものがあれば教えていただきたい。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 例えばよく使われている例が理科、これで生物の成長の度合いを動かしながらといいますか、動画的に変化していく姿を見るだとか、それから体育でいきますとうまくいった例とうまくいかなかった例の重ね合わせだとか、そういうものをタブレット、パソコン等でできるということをイメージしております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 例えば機器の操作になれるまで授業がうまく進まないとか、いろいろ課題が出てくると思うのですけれども、この辺のスムーズな移行に当たっていろんな工夫が必要だと思うのですけれども、その辺の対応については大丈夫ということ考えていいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 学校の先生を対象にした説明会の中でもこれを導入するということでお話ししておりますので、必要な研修につきましてはこちらのほうからも道教委から来たものについては出しますし、必要に応じて校内でこのICTに関する研修は行われていくものと考えており、スムーズに授業が進められると考えております。

○委員長 辻 勲君 武田真委員。

○武田 真委員 そしたら、9月、10月の地域参観日までうまく導入されてスムーズに運んでいるのを期待して、終わりたいと思います。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

194ページ、第3項中学校費、ご発言ありませんか。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず最初に、確認なのですけれども、学校の管理に要する経費で修繕料107万8,000円ほどが上がっておりますし、保守点検等委託料163万8,000円が上がっているのですが、これは砂川中学校、石山中学校双方の年度内でのいろんなものに係る修繕と保守点検という理解でよろしいのかどうか、最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 中学校の修繕料は例年160万が経常費として、これはあらゆるものに対応していくという経常費で持っております。そのほかに、29年度につきましてはガスメーターの修繕、これはガス点検において29年度中に耐用年数が経過するガスメーターの交換を指示されたことによる10万8,000円が上乗せになって、この予

算額となったところであります。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先日石山中学校の卒業式に来賓として行ってきました。体育館が非常に寒いと。校長先生にお伺いすると、暖房が2基ほど壊れているのです。ことしは確かに雪は少ないわけでありますけれども、気温は非常に、きょうも朝晩はまだ冷え込みますから、非常に寒い状況で、実際子供たちも部活動もしますし、これから4月の上旬には入学式もあると。当然学校からいろんな要望等が上がってくると思いますし、学期内で修繕をするとなれば、幾ら1日、2日の工事であっても授業等にも支障が出る可能性もあるので、本当は休みの期間、3月は春休みもありますから、そういった期間に修繕するほうがいいと思うのですけれども、そうすると今回の修繕料が上がっている中ではそういったようなことに対応できないのか、それと同時に教育委員会のほうに学校からそういったようなお話というのは来ていないのかどうかお伺いします。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 この件につきましては、学校のほうからいただいております。今ご質問のとおり、6基あるうちの4基は動いていますけれども、2基がとまったという状況でございます。これについては部品の供給にちょっと時間がかかるということでお話をしておりますので、これについては経常分の新年度の160万円の中ですぐ対応したいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 余りしつこくは聞かないのですけれども、部品が届き次第すぐ工事に入るとのことなのですから、大体どれぐらいから工事が始まって、どれぐらいの期間で終わるかというめどがわかれば教えてください。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 まだ部品の供給される日が確定していませんが、できるだけ早い時期に新年度に入りましたら取りかかりたいということで考えております。

○委員長 辻 勲君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほども言いましたけれども、学校行事等に支障がないように早急に対応していただきたいと思います。

終わります。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 195ページ、学校の管理に要する経費、教育用タブレット購入、これは技術的なことは先ほどの小学校のほうと同じになるのでしょうかから、武田真委員がこの後やるのかなと思いますので、私のほうは、購入する時期というのはスケールメリットで小学校も中学校も同じ時期に準備して稼働していくのかどうか、その辺ちょっとお伺いします。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 新年度に入りましたら入札等を経まして、小学校、中学校ほぼ同じ時期にまずは購入をさせていただきたいと考えております。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 多分新学期からそうやってやっていくのだと思うのですが、小学校の先ほどのお話を聞いていて、中学校で導入する内容と狙いとか、その辺は何か中学校と小学校の違いというのはあるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 導入する狙いというのは同じだと思います、ICTですから。ただ、今の授業の中で小学校、中学校それぞれ授業の中でタブレット、パソコンを使ったICTならではの授業というのはそれぞれありますから、感覚的には中学校、小学校で違うというのではなくて、学習する内容で多少違いますけれども、基本的にはICTで効果的な授業を行うということでございます。

○委員長 辻 勲君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 わかりました。

それでは、197ページ、保健衛生に要する経費、消耗品費、これは中学校でもいよいよフッ化物洗口を導入することになったというふうにお話を聞いているわけですが、砂川市においては、以前も一般質問させていただきましたが、段階的にフッ化物洗口をやっているというお話は伺っているわけですが、今回はいよいよ新しいステージとして中学校1年生から始めるようになったということなのですが、そこでお願いがあられるのですが、フッ化物洗口については虫歯防止には大変威力があるということは伺っております。それと、一般質問でも聞いておりますけれども、事故だとかそういったことは起きていないということは伺っているわけなのですが、まだまだ父母の皆さんとか学校現場にもフッ化物洗口に対する慎重論というものがございますので、実施に当たっては保護者の皆さん、学校現場、それからもちろん生徒の皆さんにも十分丁寧に説明しながら実施させていただきたいと思いますが、その辺についてご見解を伺います。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 学校職員向けの説明会は1月の25日と27日、2つの中学校で行っております。さらに、保護者向けの説明会は、両中学校とも2月3日の入学説明会の中で説明をさせていただいて、その中で委員さんおっしゃったような安全性ということについては道教委で出されているQアンドA、これをそのままその説明会にも配付しておりますし、これによって安全であるというような周知をしておりますし、その中で砂川歯科医会のほうの先生も同席されておまして、その説明の中でも歯医者の方のほうからも安全ですというお話をさせていただいているところでございます。

○委員長 辻 勲君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

198 ページ、第4項社会教育費につきましては休憩後に行います。
10分間休憩します。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時56分

○委員長 辻 勲君 休憩中の委員会を再開します。

198 ページ、第4項社会教育費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

206 ページ、第5項保健体育費について質疑に入る前に、ここで既に参考に配付されております市営野球場改修事業の資料について説明を受けます。

教育次長。

○教育次長 河原希之君 市営野球場改修事業につきまして、既に予算提案をしておりますが、補足して具体的な改修内容について配付しております議案第7号参考資料ナンバー2-1、ナンバー2-2でご説明いたします。

最初に、改修内容であります。競技フィールドを公認野球規則で定められた規格である中堅線12.2メートル、両翼線9.8メートルに拡張するものであります。この拡張により必要となる用地の取得として、北海道三井化学株式会社が所有している日の出1条南1丁目1番1、2万1,375.25平方メートルを購入により取得するものであり、取得用地の一部2,960平方メートルに135台分の駐車スペースを増設するものであります。

次に、主な改修項目であります。①から⑧まで番号を付し、改修項目を記載しておりますが、付した番号は次のページの参考資料2-2の平面図に位置として示し、さらに②、③、④については計画図としても掲載をしております。参考資料ナンバー2-2の左上は、野球場全体の平面図であり、赤で表示しているのが改修前の球場、黒で表示しているのが改修後の野球場であります。主な改修項目の①につきましては、内外野の舗装改修であり、土の入れかえ、暗渠排水網布設がえ、芝生張りかえ、散水用配管布設がえを行うものであります。次に、②、バックスクリーン、スコアボード改築については、ナンバー2-2、右上の計画図のとおりであります。チーム名、得点、ボール、ストライク、アウト、ヒット、エラー、フィルダースチョイスをLEDで表示するとともに、打順についてもLEDランプにより表示するものであります。③のサブスコアボードについては、左下の計画図であり、バックネット裏の観客席の最上段に設置するものであり、④のダッグアウト改築については右下の計画図であり、面積を拡大してベンチを2列配置し、床面についてはグラウンドレベル化にしてフラットにするほか、選手用のトイレの設置、用具庫も併設するものであります。⑤の防球フェンス、衝撃緩衝材交換であります。内外野ともに交換するほか、外野部分は球場拡張により擁壁部分も内野より50センチ高くして交換するも

のであります。⑥の両翼のフェールボールについても交換し、⑦、球場門扉について4カ所あるもの全てを交換するものであります。⑧の内野席ベンチ交換については、全てのベンチを交換するほか、本部席内の放送設備の更新、さらには投光器、いわゆるナイター照明を柱ごと撤去するものであります。なお、取得予定の土地の箇所図については、予算書の議案第7号附属説明資料ナンバー4に掲載しております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 辻 勲君 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それでは、球場に関してなのですけども、少し詳しく聞いていきたいというふうに思うのですが、まず最初に予算の金額の関係なのですけども、内訳に関してざらっと総括の中でお話がありましたけれども、実際の砂川市の持ち出し分について、最初の計画と後の計画の金額の違いというものをいま一度教えていただければと思います。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 この球場改修につきましては、スポーツ振興くじ助成金と過疎対策事業債を使います。過疎対策事業債につきましては、3億9,390万円という過疎債でございますから、このうちの70%が交付税算入されるということでございまして、この残りの30%ということで、1億2,000万弱、この部分が一般財源として持ち出されるというふうに考えていただいて結構だと思います。さらに、拡張した部分でいきますと、総括質疑でも申し上げまして、3,900万円の増となりましたので、これにつきましても単純に割り返しますと1,200万円弱がふえたというところでございます。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それでは、細かいところをいきたいのですが、まず倉庫の関係なのですけども、ダッグアウトの計画図のところでは縮尺がよくわからなかったのですが、どれぐらいの高さになるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 これはダッグアウトの高さとイコールになりますので、この高さにつきましては、前方というか、グラウンド側のほうがほんのちょっと高くなっていますので、それを承知の上で聞いていただきたいのですけれども、2メートル21センチの高さがあるということでございます。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 倉庫に基本的に入れる物の考え方というのは、今のところどういふものを想定しているのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 通常ベースですとか、それからライン引きの道具関係、それとレーキというのでしょうか、そういう関係も入れることを想定しております。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 さきの総括の中でプロ野球の招致の話もありましたけれども、そういったものを招致するときには、硬式野球になると思うので、バッティングゲージだったりだとか、そういったものが必要になるのであろうというふうに想定はできるのですけれども、備品はこれから考えるのかなというふうなところではあるのですが、保管場所というところで考えると高さ的にもどうなのかなというのがありまして、そのあたりの考え方についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 日本ハム球団のほうに情報提供でいただいた中では、仮に2軍戦をやるということの条件の中では、スタンドのキャパシティーがおおむね2,000人以上であること、フィールド内のフェンスの擁壁というのですか、ラバーが張ってあって安全性が確保されていること、この大きな2つをクリアすればという条件がございまして、今ご質問のあったバッティングゲージですとか、その部分については触れられておりませんでしたので、この備品が必要かどうかは次年度以降慎重に検討したいと思いますけれども、それらの中で2軍戦ということの情報提供では条件的にはまずそろっているというふうに考えているところでございます。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 今人数のお話が出たのですけれども、今までの収容人数と、それから新しく改修後の収容人数についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 現収容人数は5,480名となっております。今回拡張いたします。それで、レフト側の部分については後ろが大きな崖になっておりますので、隣接地との間なのですけれども、そこは拡張できない形状になっておりますから、その部分の外野の観客席が減るとダッグアウトがオールフラットになることによって後ろのほうに、スタンドの外側のほうに行くことになりまして、ダッグアウトの真後ろのベンチの列が6列あるのが3列に減るという関係で、合計しますと4,400人というキャパシティーになるところでございます。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 これはちょっと、地図というか、見づらい部分があるのですけれども、一応レフト側の外野席というのは幾らかはとれるという形なのではないでしょうか。レフト側の観客席は、絵では赤い三角マークの点々が何を意味するのかというのが、外周になるのか、その辺があれなのですけれども、何かかかっているの、その辺というのはどういったつくりになるのかというところなのではないかと。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 のり面の傾斜は若干きつくなりますけれども、今と同じように、

狭くなる部分がありますが、芝ののり面のついた観客席になります。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それでは次に、ブルペンの絵は描かれているのですけれども、ブルペンに関してはマウンド形状の2列というようなことでよろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 若干盛り上がった形のブルペンというふうに考えていただければ結構です。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 次に、ベースの関係なのですけれども、これらは固定式のアンカータイプというか、そういうような形のベースということによろしいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今市営球場にありますようにアンカー式ではめ込み式のベースという形で行いたいと思います。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 あと放水設備なのですけれども、こちらはどのあたりに設置されるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 フィールド内には6カ所、もう少し詳しく申し上げますと、ホームベースの両サイド側のフィールドの端といいますか、一番スタンド側のところを今お話ししているのですけれども、そこに2カ所、それから外野の門扉のところそれぞれ2カ所、それとセンター、バックスクリーンを挟むように2カ所、さらにピッチャーマウンドの後ろに1カ所つける予定で、合計7カ所を予定しております。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 それでは次に、電源の場所に関してはどのように考えられていますか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 電源につきましては、本部席に電源を用意するというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 電源はよくバッティングマシン等で使われることがあって、今までマウンド周辺に電源がなかったので、ドラムで引いてきてということがされたりするのですけれども、そういう形であると実は余り使われなくなっていくというのがありまして、マウンドの後ろにせっかく散水、放水設備を整えるのであれば、そちらにも電源があったほうがいいのかなどというふうに思うのですが、そのあたりは難しいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 これは実施設計でできたものでございますので、電源について

は軽微なものとしてもしのできるのであればと思いますが、基本的には難しいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 でき上がってからではなかなか難しいので、ぜひともねじ込んでいただければと思いますけれども、あとこれも備品の関係になってくるのかもしれないのですが、少年野球など、ほかのソフトボール等ホームベースからピッチャーマウンドまでの距離というのがそれぞれ違うのですけれども、その対応についての考え方は。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 先ほどお話ししましたベースについてはアンカー式になって、それは硬式野球、軟式野球、大人の野球というところになると思いますが、ソフトボールと少年野球については置く形になりますが、ベースについて、それからピッチャープレートについても仮設できるような、そういう対応は図ってまいりたいと思います。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 ベースのほうもアンカータイプにするのは難しいのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 工事の中でその辺の工夫、相談はさせていただきますけれども、現段階の中ではアンカー式になっておりません。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 マウンドについてなのですけれども、これはプレートだけを仮設で置くようなタイプなののでしょうか、傾斜がなければきついなというところがあるのですけれども、そのあたりは例えば札幌のつどーむとか、そういうところであれば置き形のピッチャーマウンドというものも何ら支障なく使われていたりするのですが、そのような物の考え方というのはどのような考えか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 今の段階では、大人の方が使用するマウンドの形状だけになっておりますので、プレートだけを置くという形になっております。

○委員長 辻 勲君 多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 これも、備品を計画する上でぜひとも考えていただければというふうに思います。

細部にわたってなかなか、軟式野球連盟の会長さんなりには見ていただいたというところはあると思うのですけれども、副会長の私には何もないので、もうちょっと備品も含めて協議の場というものをぜひとも持っていただいた上で今後進めていただければというふうに思って、終わります。

以上です。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 私も今説明があった野球場のことでお伺いするのですけれども、多比良委員のほうからいろいろ細かいところがあったのですが、私も細かいところから入っていくのですけれども、まずバックスクリーンのスコアボードの関係なのですけれども、これはもうこれで決まっているのかどうなのか、まだ今後変更ができるのかどうかというところをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 これは実施設計でございますので、基本的にはこの形でいこうと考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これはないなと実は思っているのは、ここには結構野球に詳しい方もいらっしゃると思うのですけれども、スコアボードで打順のところなのですけれども、これがただ単純に1、2、3、4、5、6、7、8、9の打順で、見ているお客さんがこれで楽しいかどうかというと、全然だめだと思のです。せめて、これは新十津川のなののですけれども、守備位置がわかって、打順がわかっていかないと、ただ打順が、しかもワンチームだけの打順、攻撃だけの打順、それでいいといえいいけれども、どこを守っている人が次にバッターになってどうなるという、野球が好きな人って監督の気持ちになって、次はどこにどうとかと、これがたまらないのだと思のです。これでは幾ら何でもひど過ぎはしませんか。私は新十津川とか芦別とかに行きました。本当は名前が欲しいです。ちびっ子がやるのでも、高校生がやるのでも、うちの息子の名前が出ているとかといったらすごくうれしいだろうとも思うし、ただそうすると結構お金がかかるのであっても、幾ら何でもこのスコアボードはないだろうというふうに思うのですが、本当にこれはこのままやるのですか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 ②の計画図にバックスクリーンが出ておりますけれども、例として東日本対西日本ということで、一番左がチーム名、さらには一番端がヒット、エラー、フィルダースチョイスというところまで一体的なLEDでございます。したがって、これも私どもで確認している中では、打順が1番でセンターの人が入ると、ここの今申し上げた東日本、西日本と書いているチーム名からH、E、F cのところまでが一気に消えて、打順の名前、それと守備位置はこのチーム名の下に表示が可能でございます。というのは、試合中に消えるというのは、例えばホームランを打ったときにここの四角で囲まれている部分が全て真っ暗に消えて、ホームランと表示する、そういうスコアボードでございます。ある程度操作は大変ですけれども、表示はできるということでございます。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 今初めて聞いたのだけれども、ではここに交通安全とかというのも出せるということなのだ。でも、それはないでしょう。それだったら、これをもっと寄せて、

この打順を、これは新十津川も同じなのですから、右側に打順と、それから守備位置、いわゆる番号ですよね。名前までは無理なのでしょう。名前まで無理のなら、一々忙しいでしょう、これが全部消えて、次は何なんていうのは。それをもしやるのだったら、管理上も大変になると思うのです。そうであれば、守備位置と打順ぐらいは、普通にいけば2チームですよ。どこだって、日本ハムを呼んだって何を呼んだって、これはないでしょう。ばかにされるよ、こんなの。せめてピッチャーは1番、キャッチャー2番と、それとランプがついて打順がわかるというぐらいはしてくださいよ。そうでなかったら、仮に今のシステムをつけ加えるにしたって、結構な幅があるわけだから、そこにいちいち打順、次はだれそれと、それもまたうれしいかもしれないけれども、日常的に2チーム分、2チーム分ないにしても、せめて打順と守備位置がわかるような形をとってあげなかったら、見る人だってどうやって見るのですか、ただ打順だけがぼっぼっついていくのだったら。どこを守っている人がどうだということぐらいわからなかったら、教育長はたしか野球やっている人ですよ、やっぱりそう思いませんか。こんなことで教育長を引っ張り出すのはもったいないのだけれども、ちょっとおかしい、このスコアボード。これでいいと思いますか。

○委員長 辻 勲君 教育長。

○教育長 高橋 豊君 スコアボードの関係がおかしいか、おかしくないかということであれば、おかしくはないというふうに思います。實際上打順と守備位置の表記についても、チームだけではなかなか難しいのです。ソフトを使うために入力しなければならない。例えば今次長のほうで説明しました中身は、打順も名前も一瞬そこには入ってくるということですから、それなりの大会役員が来るとそれはできるということになってきますから、それを入れるか、入れないかという部分からいくと、大きな大会になってくればそれを入れるような方が当然役員として入ってくるということになりますから、名前を入れるか、入れないかというのはこのボードでは非常に難しいですけれども、ただこれから打順に立って、そして誰がどこで守っていますかというのは表示できるという形になっていますので、實際上今の段階でここにプラスアルファというのは非常に難しいというふうに考えていますので、その大会運営の中でこの表示をうまく使っていただければというふうに考えています。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 野球連盟の人もいいというふうに多分言っているのだろうと思うのですけれども、副会長、これでいいですか。

〔「呼ばれていない」との声あり〕

呼ばれていないのか。どう考えても、私も野球好きで、教育長がおっしゃったとおりに大会か何かあって、そういう人が来れば操作ができるって、それ何回ありますか。それよりも、高校野球だとか、どう考えても次の打順の人はどこを守っているか、どうのこうの

ということはやっぱりあったほうがいいと思うのです。絶対これがコンクリートだなんていうことがどうして、今の実施設計だといっても、当然設計変更ってあり得るわけだし、それはぜひやってもらいたいなというふうに私は思うのですけれども、今度は次長、いかがですか、その辺の変更というのはとにかくもうできないで、今こうやって出しているのですか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 これは建設部サイドと連携しながらやっていますけれども、基本的にはこういう形で建設をするということで、変更については大幅な金額、これがかかってきますので、このような状況でスタートしたいというふうに考えている次第です。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それは絶対おかしい。提案の仕方がおかしい。俺らは何のためにここにいるのですか。何言ったって変わらないということをしているのでしょうか。それなら、もっと前の総務文教委員会で出してこなければ、こういうものを。何も出してこないで、しかもこの予算が出た段階で出てきて、一切変わりませんなんて、こんな失礼なことありますか。何でそんなにかたくなになるのですかね。では、もしそうやって変えるとしたら、幾ら違ってくるのですか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 一つの延長する単位としては、まずこれを変更するというものであればウン千万単位がふえるということでお聞きしております。ただ、設計の段階でもしできるかどうかというのは、もう一回話はしてみますけれども、基本的にはこのような形でないかなというふうには思っております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 何か魂が入っていないというのか、今後この野球場に5億の金をかけるのですよ。5億の金をかけながら、やっぱり見て楽しんでもらう。よそと遜色のないようにせめてしたほうがいいと思うのです。どこの球場へ行ったって、こんなスコアボードで打順だけがぱっぱとついていくななんていうのは僕は見たことがないですよ、実は。それなりの球場です。日本ハムが今度来てどうのこうのとか、もっと大会をいっぱい呼んでくると言っているのだけれども、見る人の立場に全然立てていないと私は思うのです。ぜひ変えてもらえるような方向性を探してほしいです。しかも、もうこうだから決まりですなんていうのはなしにしてほしいというふうに思います。

次の質疑に行くのですけれども、総括のときにも若干聞きましたけれども、今みたいに野球場ってすごく特殊なものだと思うのです。普通の道路をつくるのとは全く違うようなことになると思うのです。私は、公共事業の一つと考えるしかないなと実は思っていて、総括でもお話ししましたけれども、地元がやれるのか、やれないのかって大きいと思うのです。同じ公共事業だと考えた場合ですよ。もし地元がやれないのだったら、せめて

道路が10本ぐらいできますよねという感じなのです。今具体的にお伺いするのは、工事内容を見ていくと今のバックスクリーンだとかスコアボードなんていうのは絶対地元でできるような仕事ではないでしょうし、そういう意味から聞いていきたいのは、それぞれの工事費を言ってしまうと入札の関係があるので、これはバツなのはベテラン議員はわかるのですけれども、地元ができそうなものと、ただペーパーみたいなやりとりでというのはいり得るかもしれないのだけれども、本当に作業員が入って、地元で工事がやっているとこのものの比率、大体5億のうちでどのぐらいになるのでしょうか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 この市営野球場の改修につきましては、土木、電気、建築とおおむね大体3種類の工事になりますけれども、これについては全て市内業者のほうに発注をしたいというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それ以上はわからないということですかね、もちろん市内業者はいいのだけれども、買って、ただ来るもの、注文するだけのもの。そういう意味ではいろいろあると思うのです。その辺の精査というのは今のところできていないというふうに考えていいですか。

○委員長 辻 勲君 教育次長。

○教育次長 河原希之君 基本的にはバックスクリーンは電気関係の工事であるというふうに思っていますし、ダッグアウトについては建築関係、それからスタンドについても建築関係というふうに考えております。フィールドについては土木関係になりますけれども、これらについては電気の関係についてはある程度どこからかそういう設備、仕様を持ってこなければならぬと思いますけれども、その他につきましては基本的に通常の工事の中でできるというふうに考えております。

○委員長 辻 勲君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 この実施設計の予算が出たのが今年度の3月の定例会だったと思うのです。そのときと今と確実に違っているはずなのです。違っている内容を聞こうと思っていませんから。何か一気に変わってきたというふうに思うのです、この野球場のことって。それがどういう事情なのかはわかりません。例えば三井の土地が買えるようになったから、広げようとしたのかどうかはわからないのですけれども、本当にこの内容を誰かにちゃんと相談して、例えば利用される方々の意見がちゃんと反映されているのか、あるいは野球が好きな人たちの意見が反映されているのかということに疑問を感じるのです。それは、さっきのスコアボードのこと一つとってみてもそうなのですけれども、私はまだ遅くないと思うのです。せつかく幾ら国の有利な過疎債を使ったり、くじの補助金が1億入ったにしても、単費としても1億入るわけです。だとすれば、誰からも喜ばれて、立派なもの、いいものができたなという野球場にしてほしいのです。だから、もうこれで変えられない

なんていうことを担当が言ってほしくない。どれだけぎりぎりになっても一番いいものをつくるという熱意でこれからもぜひ当たって行ってほしいというふうに、もうお願いですけども、せめてスコアボードぐらいはちゃんとしてください。

終わります。

○委員長 辻 勲君 武田真委員の質疑はあす行います。

◎散会宣告

○委員長 辻 勲君 本日はこれで散会いたします。

散会 午後 3時30分